

池袋駅周辺地域都市再生安全確保計画

平成28（2016）年12月 策定

平成30（2018）年3月 変更

池袋駅周辺地域都市再生緊急整備協議会

目 次

第 1 章	池袋駅周辺地域都市再生安全確保計画の策定	1
第 1	都市再生安全確保計画策定の背景・効果	1
第 2	都市再生安全確保計画の役割・位置づけ	2
第 3	都市再生安全確保計画の対象区域	3
第 4	都市再生安全確保計画の策定及び実施体制	4
第 2 章	池袋駅周辺地域の現状と被害想定	5
第 1	地域の現状	5
1	人口及び交通	5
2	土地利用、建物の立地及び耐震性能	10
3	エネルギー	12
4	避難場所、地区内残留地区、公園、公開空地	14
5	情報通信	15
6	事業者の防災対策	18
第 2	想定する被害のシナリオ	20
1	想定する被害	20
2	被害を想定する時のライフラインの状況	21
3	被害シナリオと災害時に発生する事象	23
第 3 章	都市再生安全確保計画の目標及び基本的な方針	27
第 1	都市再生安全確保計画によって実現する地域の将来像及び目標 (都市再生特別措置法第 19 条の 13 第 2 項第一号)	27
第 2	都市再生安全確保計画の基本的な方針 (都市再生特別措置法第 19 条の 13 第 2 項第一号)	27
1	一時待機場所、一時滞在施設の整備	27
2	退避経路の確保	28
3	備蓄倉庫・備蓄物資の拡充	29
4	ライフライン・エネルギーの確保	29
5	情報発信・情報伝達の強化	30
6	建築物の防災性の向上	30
7	防災拠点の形成	30
8	エリアマネジメント組織による対策の推進	30
第 3	都市再生安全確保施設の整備方針 (都市再生特別措置法第 19 条の 13 第 2 項第一号)	32
1	池袋駅周辺	32
2	旧庁舎跡地周辺	32
3	東池袋駅周辺	32

第4章	都市再生安全確保計画を実現するための事業及び事務	----- 35
第1	都市再生安全確保施設の位置づけ	-----35
第2	都市再生安全確保施設の整備及び管理	-----36
1	一時待機場所（都市再生特別措置法第19条の13第2項第二号、第三号）	-----36
2	一時滞在施設（都市再生特別措置法第19条の13第2項第二号、第三号）	-----38
3	退避経路（都市再生特別措置法第19条の13第2項第二号、第三号）	-----40
4	備蓄倉庫（都市再生特別措置法第19条の13第2項第二号、第三号）	-----42
5	情報通信・情報伝達施設（都市再生特別措置法第19条の13第2項第五号）	-----44
6	建築物の耐震改修（都市再生特別措置法第19条の13第2項第四号）	-----46
第3	滞在者等の安全の確保のために必要な事項	
	（都市再生特別措置法第19条の13第2項第六号）	-----46
第5章	都市再生安全確保計画の実現に向けて	----- 47
第1	都市再生安全確保計画の見直し	-----47
第2	都市再生安全確保計画に付加する安全確保の取組	-----47
参考資料		----- 49
参考資料1	用語の定義	-----49
参考資料2	池袋駅周辺地域都市再生緊急整備協議会都市再生安全確保部会及び幹事会構成員名簿	-----51
参考資料3	都市再生安全確保計画の策定・変更経過	-----55
参考資料4	「池袋のブランディングワークショップ-安全・安心をまちのブランドに-」実施報告	-----56

第1章 池袋駅周辺地域都市再生安全確保計画の策定

第1 都市再生安全確保計画策定の背景・効果

1 策定の背景

平成27(2015)年7月、池袋駅周辺地域は都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域に指定され、新しい都市づくりの物語が始まった。

これまで、池袋駅周辺地域は、多様な人々を受け入れ、個性ある文化芸術を育む創造の舞台として魅力を発揮してきた。その核となる池袋駅は、鉄道事業者4社8路線が乗り入れ、一日あたりの乗降客数は世界第2位の260万人以上を抱える。また、池袋駅を中心にして、商業機能が高度に集積し、数多くの文化芸術施設が立地する。

今後想定される連鎖的な都市開発事業等を通じて、従来からの強みである商業機能や文化芸術機能の更なる充実、相対的に弱いとされてきた業務機能の強化などにより、東京の魅力を担い、国内外の人々から選ばれる「劇場都市」をめざしていく。

そのためには、大規模な地震が発生した場合においても、人的・物的な被害を最小限にとどめ、都市機能を維持できる高い安全性が確保されなければ、世界中から人と産業を惹きつける国際的な活動拠点にふさわしい、都市の競争力を備えることはできない。

こうした中で、池袋駅周辺地域の滞在者等の安全を確保するため、公民連携によるハード・ソフトの対策を展開し、都市の再生を実現する仕組みづくりとして、「池袋駅周辺地域都市再生安全確保計画」(以下、「都市再生安全確保計画」という。)の策定が求められている。

2 効果

都市整備と防災の政策連携のもと、事業者、エリアマネジメント組織、行政などの協働によって、都市再生安全確保計画で示した取組を着実に推進し、池袋駅周辺地域のブランド力・価値の向上及び都市の国際競争力を強化していく。

(1) 防災対応力の向上

池袋駅周辺地域の特性や実情に応じた計画として、先行して取り組むエリアや実行可能な対策などを示し、地域の防災対応力を向上させる。

(2) 災害発生時の混乱及び人的・物的被害の抑制

災害発生直後の混乱防止や人的・物的被害を抑制し、事業継続性の確保と迅速な応急復旧につなげる。

(3) 公民連携の強化

事業者、エリアマネジメント組織、行政が協働して都市再生安全確保計画を策定・実施する過程を通じて「共助」による防災体制を構築し、さらに地域の安全性と魅力を高める様々な取組に広げていく。

(4) 企業の事業継続性の確保

地域の防災対応力を高めることによって、池袋駅周辺地域で企業活動に従事する人々の安全が守られ、事業の継続性の確保につながる。また、企業が都市再生安全確保計画の策定・実施に取り組む姿勢は、適切な災害リスク管理や地域に貢献する企業としての評価に結びつき、地域全体の価値を向上させる。

(5) 都市の国際競争力の強化

都市再生安全確保計画が策定された地域は、効率的・効果的な安全確保対策が推進されることから、「災害に強いエリア」としてのブランド力が高まり、都市の国際競争力の強化につながる。

図表 1 都市再生安全確保計画の効果



第2 都市再生安全確保計画の役割・位置づけ

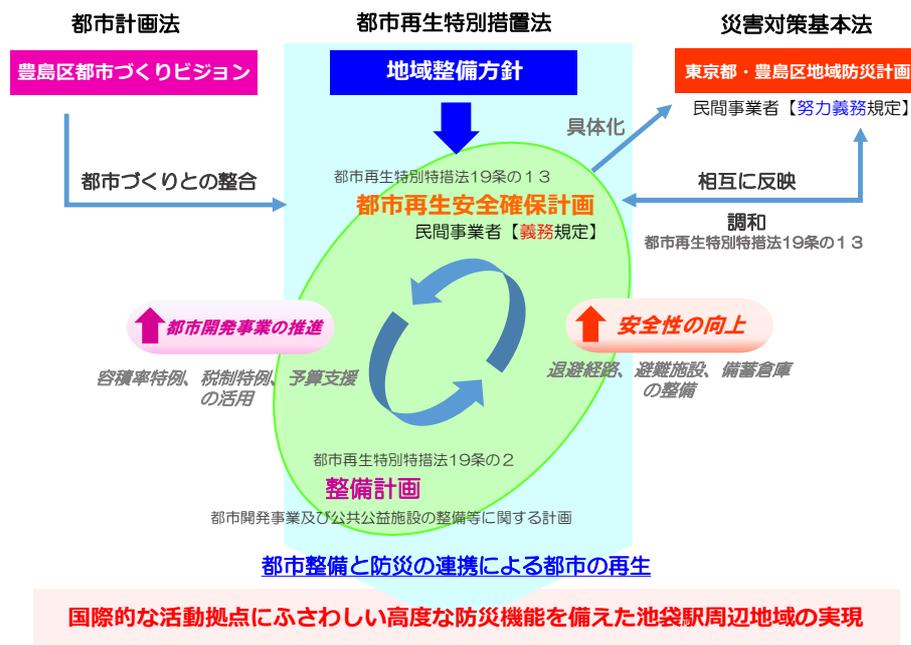
都市再生特別措置法第15条に位置づけられた地域整備方針に基づき、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全を確保するために、必要な都市再生安全確保施設の整備及び管理に関する計画である。

あわせて、災害対策基本法第2条による「東京都地域防災計画」及び「豊島区地域防災計画」との調和とともに、都市計画法第18条の2に基づく都市計画の基本的な方針である「豊島区都市づくりビジョン」とも整合を図り、都市整備と防災の政策連携によ

る効果的な取組を推進する。

また、池袋駅周辺地域が都市再生緊急整備地域に指定されるまで、滞在者等の安全を確保する方針として、平成27(2015)年3月に豊島区防災対策基本条例に基づき作成された「池袋駅周辺エリア安全確保計画」及びその検討体制は、都市再生安全確保計画、池袋駅周辺地域都市再生緊急整備協議会都市再生安全確保計画部会（以下、「都市再生安全確保計画部会」という。）に継承する。

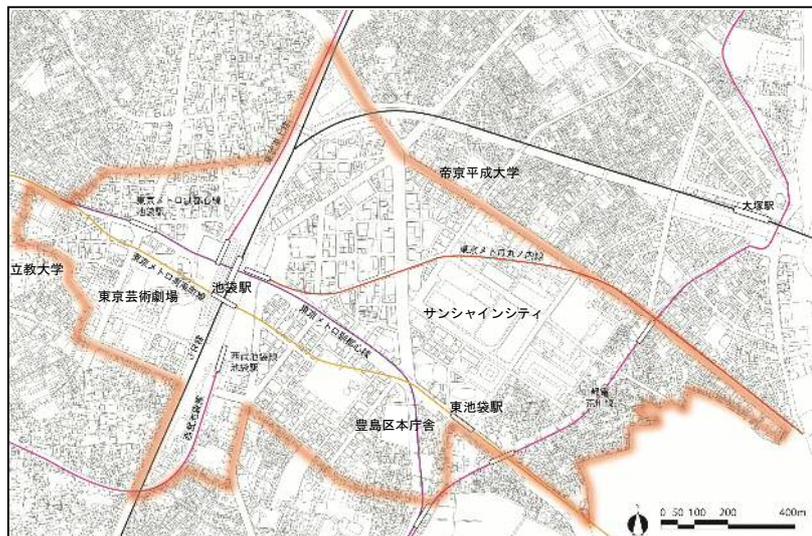
図表2 池袋駅周辺地域都市再生安全確保計画の位置づけ



第3 都市再生安全確保計画の対象区域

都市再生安全確保計画の対象区域は、都市再生特別措置法に基づき指定された池袋駅周辺地域都市再生緊急整備地域とする。

図表3 都市再生安全確保計画の対象区域



第4 都市再生安全確保計画の策定及び実施体制

1 都市再生安全確保計画の策定・変更

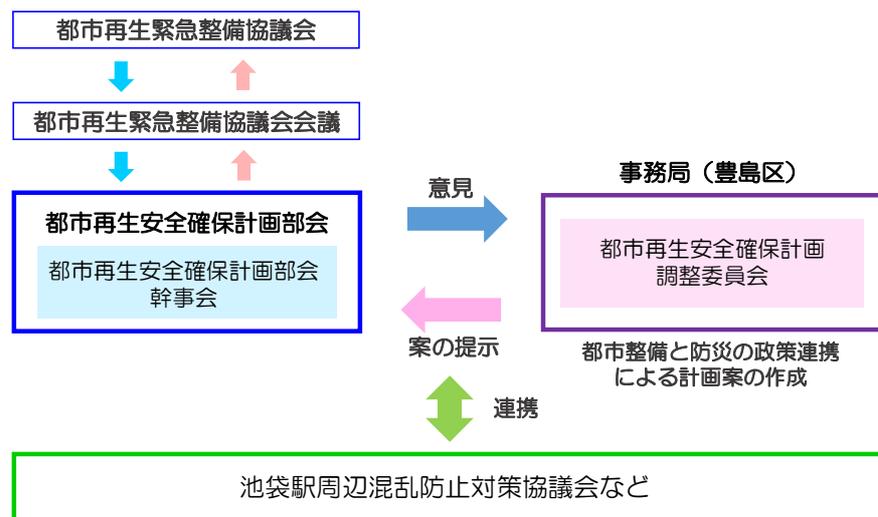
都市再生特別措置法第19条の13に基づき、池袋駅周辺地域都市再生緊急整備協議会において都市再生安全確保計画を策定する。

なお、策定にあたっては、池袋駅周辺地域都市再生緊急整備協議会のもとに、都市再生安全確保計画部会及び幹事会を設置し、具体的な検討・協議を積み重ねてきた。今後、都市再生安全確保計画の変更にあっても、同じ体制で検討・協議を進めていく。

2 都市再生安全確保計画の実施体制

都市再生安全確保計画の実現に向けて、国、東京都、豊島区、警視庁、東京消防庁などの行政、事業者、池袋駅周辺混乱防止協議会、池袋駅周辺地域再生委員会、エリアマネジメント組織などによる公民連携の実施体制を構築していく。

図表4 都市再生安全確保計画の策定・変更、実施体制



第2章 池袋駅周辺地域の現状と被害想定

第1 地域の現状

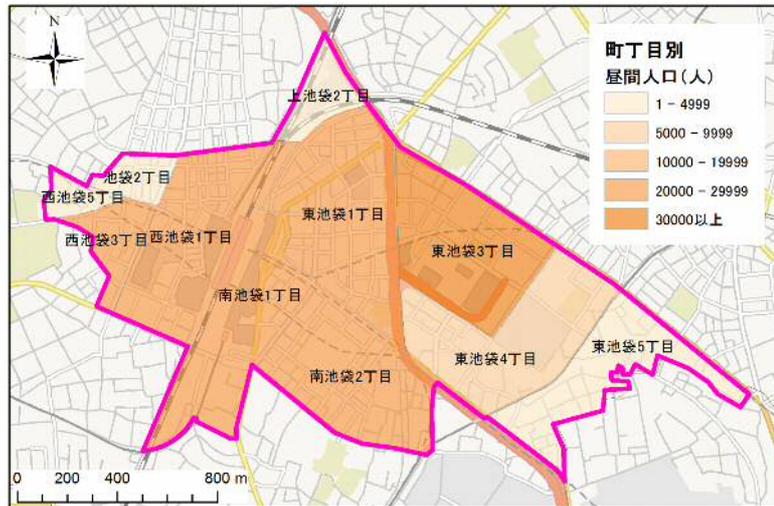
1 人口及び交通

(1) 昼夜間人口

○ 多くの町丁目において、昼間人口が夜間人口を上回る。

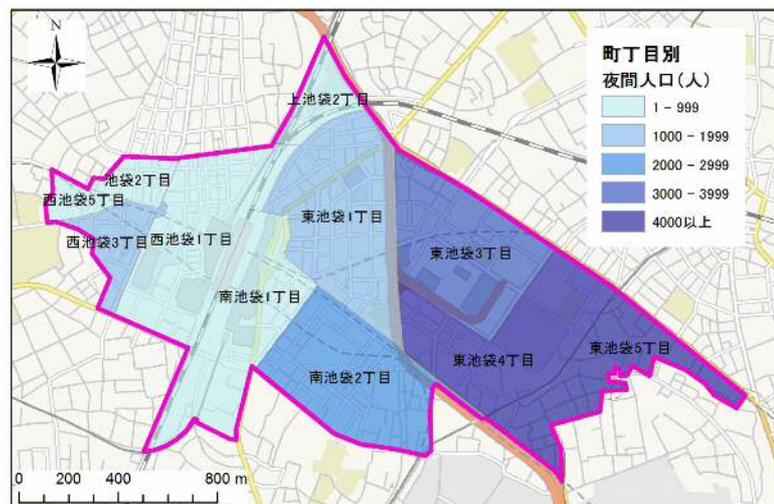
- 昼間人口の多い地域特性を踏まえ、災害発生時の混乱防止や滞在場所のない帰宅困難者対策の強化が必要

図表5 町丁目別昼間人口



出典：平成22年国勢調査

図表6 町丁目別夜間人口



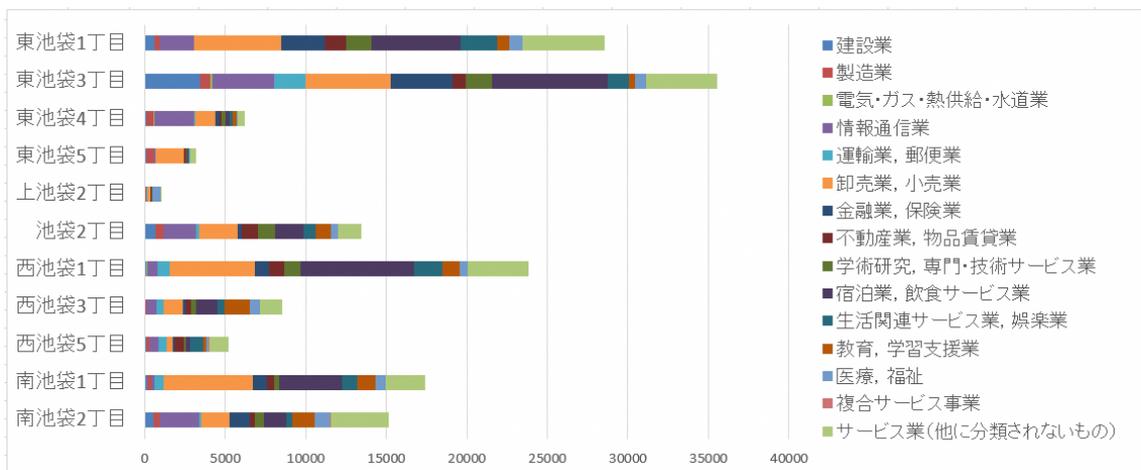
出典：平成30年1月1日住民基本台帳

(2) 従業者数

- 地域全体の従業者数は約158,000人で、最も従業員数が多い地区は東池袋3丁目の約35,000人である。
- 最も多い「卸売業、小売業」は、約30,000人と全体の約19%を占める。

- 従業者が多い東池袋1、3丁目、西池袋1丁目などでは、従業者を対象にした防災対策が必要
- 小売業、飲食サービス業、娯楽業などが多く買い物客や来店者の対策も必要

図表7 町丁目別産業別従業者数



出典：総務省統計局「平成26年経済センサス活動調査 特別集計 町丁・大字別集計 1-13」
 なお、非対象地を含む丁目は係数を用いて算定、従業者数の係数は事業所面積の比率により設定

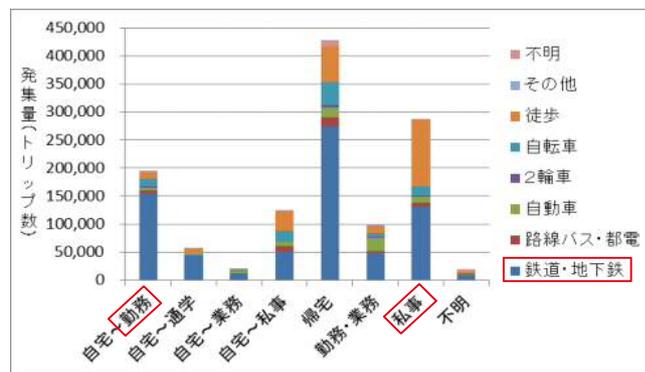
(3) 鉄道利用者・歩行者交通量

①目的種別代表交通手段別発生集中量

- 目的種別の交通量は、「帰宅」が最も多く、次いで「私事」、「自宅～勤務」が続く、交通手段は「鉄道・地下鉄」が多くなっている。

- 滞在場所のない帰宅困難者となる可能性が高い、鉄道を利用する私事目的（買い物等）の来街者対策が必要

図表8 目的種別代表交通手段別発生集中量



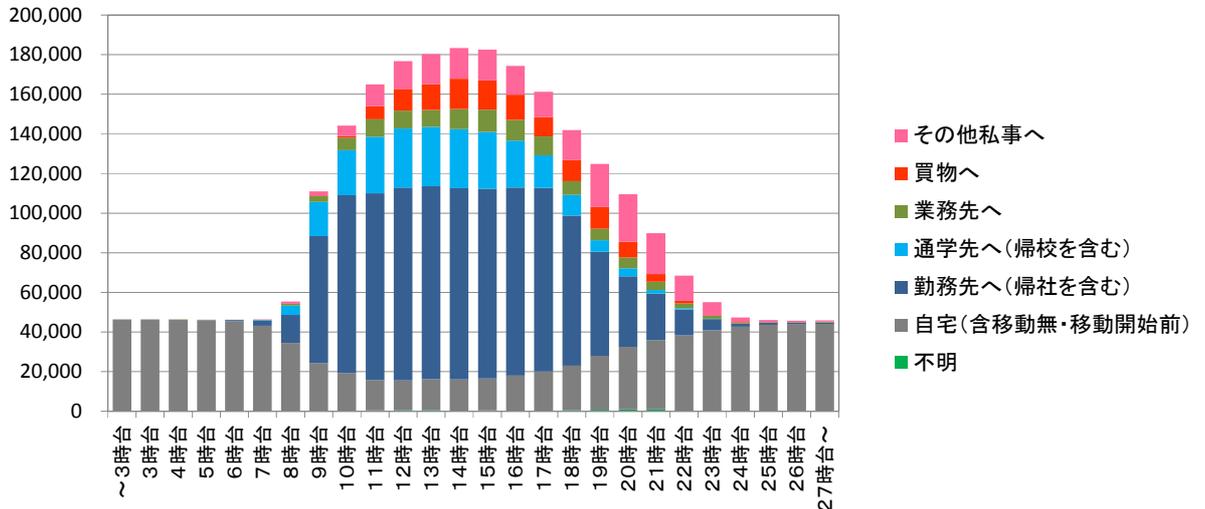
出典：「第5回東京都市圏パーソントリップ調査」(平成20(2008)年)

②時間帯別滞留人口

○ 最も滞留人口が多い時間帯は、平日14時台の約18万人である。

● ピークである平日14時台の滞留者を対象として、滞在場所のない帰宅困難者数の想定などを検討し、対策に反映させることが必要

図表9 時間帯別滞留人口



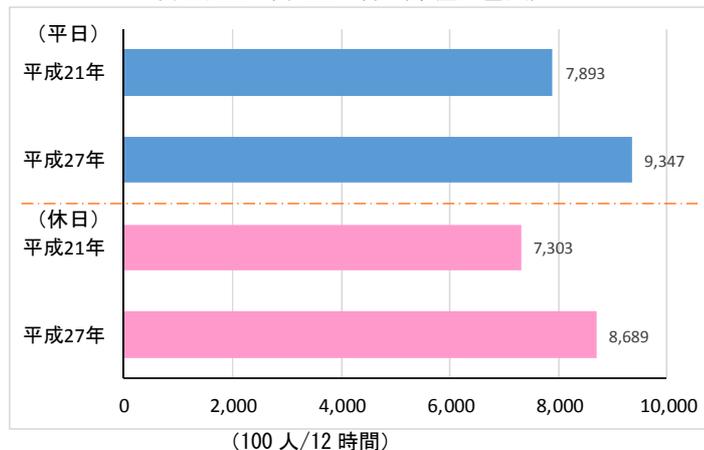
出典：「第5回東京都市圏パーソントリップ調査」(平成20(2008)年)「ゾーン別時刻別滞留人口」¹

③歩行者交通量(地下通路等の歩行者交通量：平日・休日、平成27年、昼間12時間)

○ 地下通路の歩行者流動量は、平日が休日を少し上回るが大きな差はなく、平成27年は平成21年と比較して平日・休日ともに2割程度増加している。

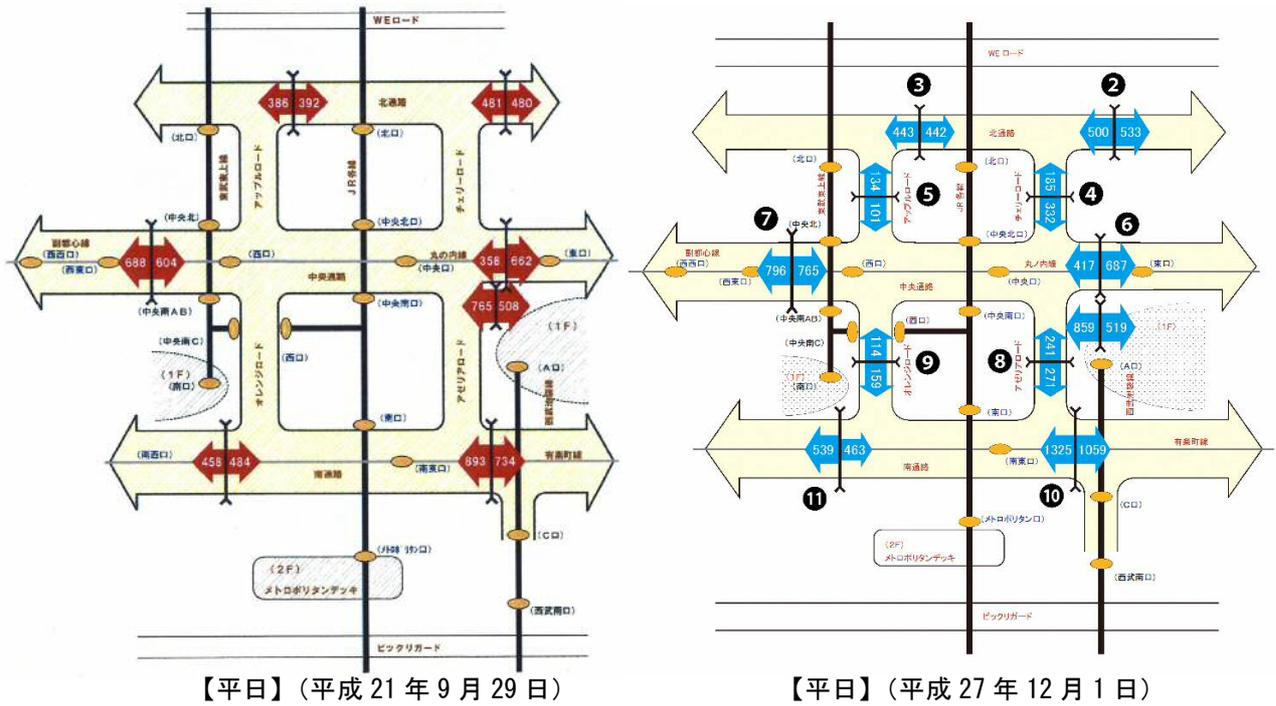
○ 最も交通量が多い箇所は、平日・休日ともに、南通路東側(10)である(平日：約132,500人、休日：約92,800人)。

図表10 池袋駅地下部歩行者東西断面の全体交通量(12時間交通量)
〔平成21年、27年〕(単位：百人)

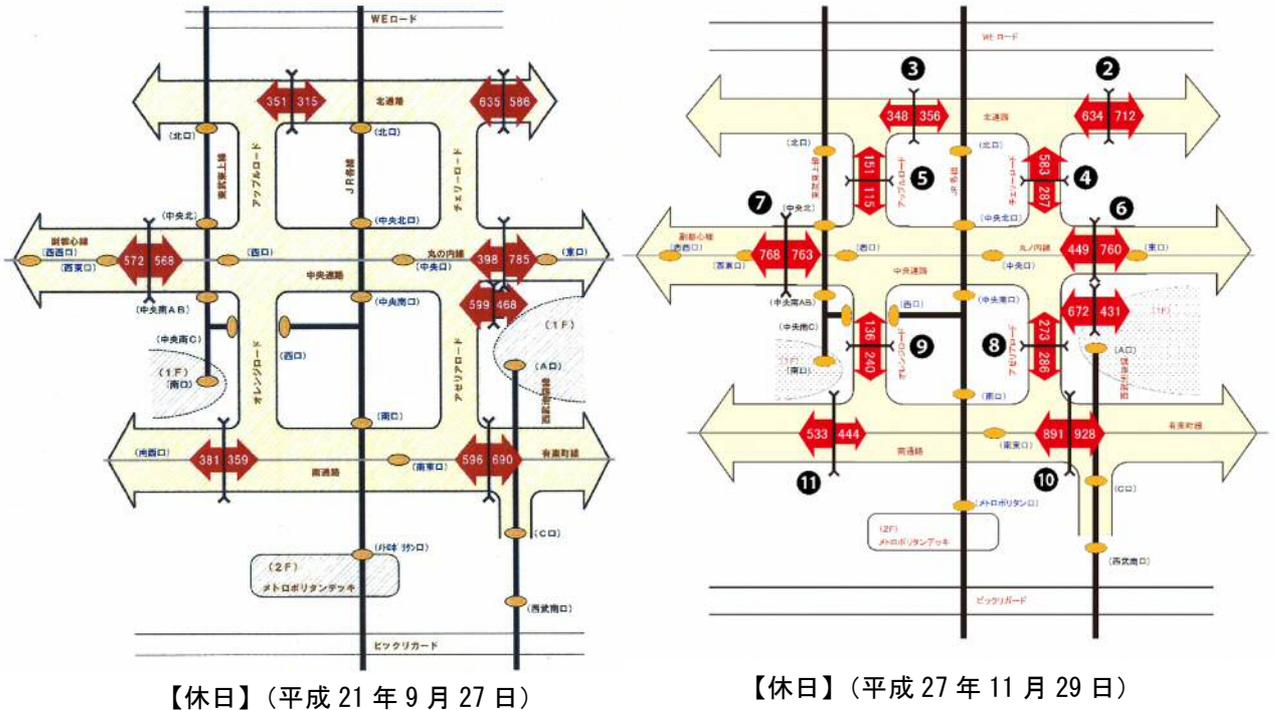


¹ ゾーン別時刻別滞留人口：第5回東京都市圏PT調査集計データ(H20現況値)の駅周辺の小ゾーン別滞留人口を、駅から半径1km圏に概ね含まれる町丁目の数値を集計(対象小ゾーン：02101、02102、02110、02111、02112、02113)。

図表 11 池袋駅地下部歩行者方向別交通量（12時間交通量）
〔平日〕（単位：百人）



図表 12 池袋駅地下部歩行者方向別交通量（12時間交通量）
〔休日〕（単位：百人）



凡例

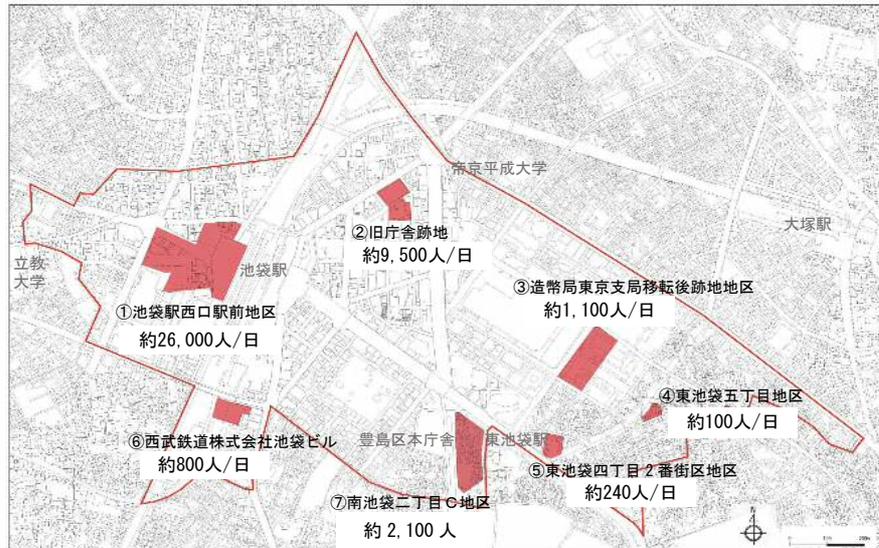
→ 通路別利用者数
（歩行者交通量調査結果：H27.11.29（休日）
（12時間交通量：7:00～19:00）

500百人未満 → 500百人超 →

④都市開発事業に伴う徒歩の発生集中交通量

- 池袋駅周辺地域では、複数の都市開発事業が実施または計画され、現時点で想定される規模から推計した徒歩の発生集中交通量は、地域全体で約39,800人が見込まれる。(国土交通省「大規模開発地区関連交通計画マニュアル改訂版」平成26(2015)年にもとづき推計)

図表 13 都市開発事業により発生・集中する歩行者交通量の推計



* 都市開発事業の規模は、現時点における推計値であり、確定していないものを含む。

- 地下通路の歩行者交通量は、平日・休日で大きな差はなく、平日・休日とも同じ規模を想定した防災対策が必要
- 地下通路の歩行者交通量の増加とともに、都市開発事業によって新たに見込まれる集中発生交通量に対応した滞在者等の安全確保が必要

2 土地利用、建物の立地及び耐震性能

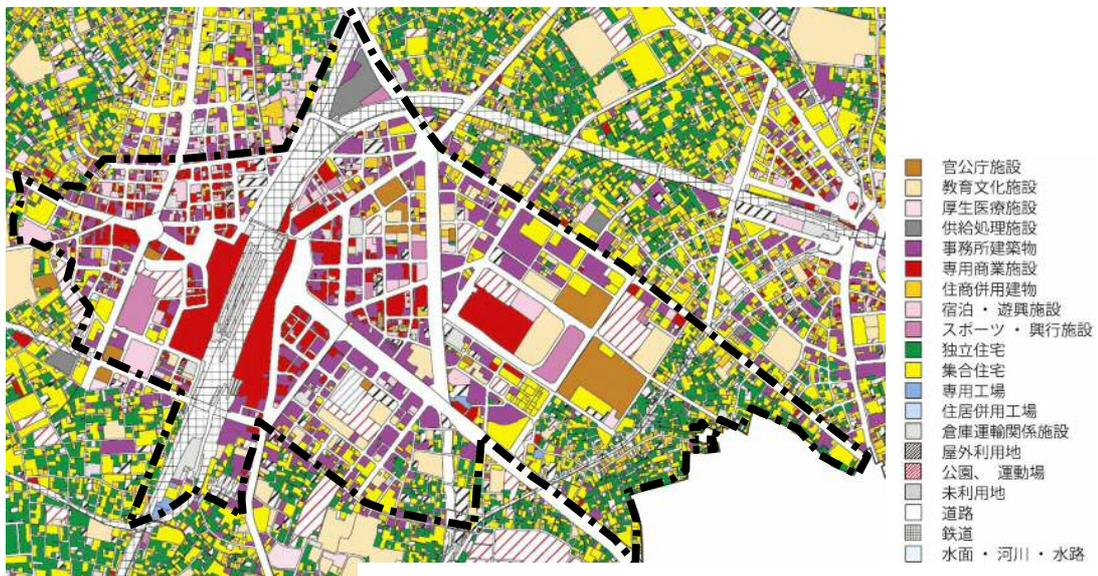
(1) 土地利用・建物用途

①土地利用現況

- 池袋駅を囲むようにして、商業・業務施設が集積し、その外側に住宅地が広がる。

- 商業・業務用途の土地利用が多い池袋駅周辺では、災害発生時に滞留者や滞在場所のない帰宅困難者の大量発生が想定されるため、防災対策の強化・充実が必要

図表 14 用途別建物利用現況図



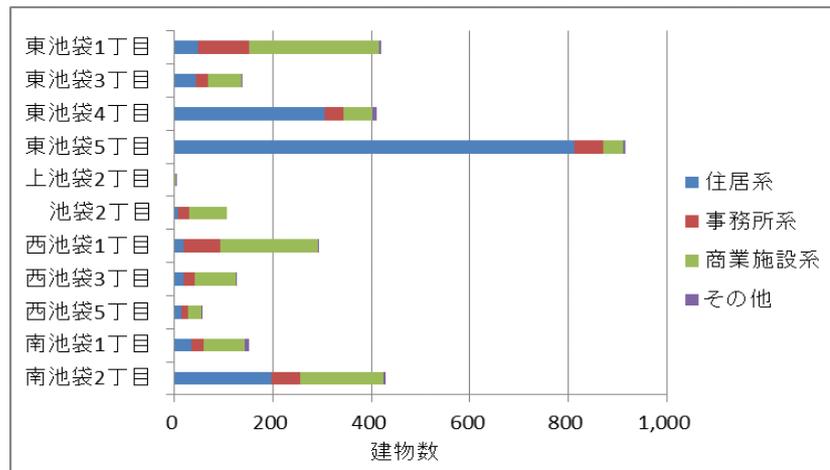
出典：平成 23（2011）年土地利用現況調査

②建物利用現況

- 東池袋 1 丁目や西池袋 1 丁目は、商業施設系の割合が高く、非住居系が多い。
- 最も建物数が多い地区は、東池袋 5 丁目の約 900 棟で住居系が大半を占める。

- 池袋駅周辺では、商業施設・事務所建築物が集積しており、従業員や来店者などの防災対策が必要
- 東池袋 4、5 丁目では、市街地の安全性を高める防災まちづくりの推進が必要

図表 15 町丁目別建物用途別建物数



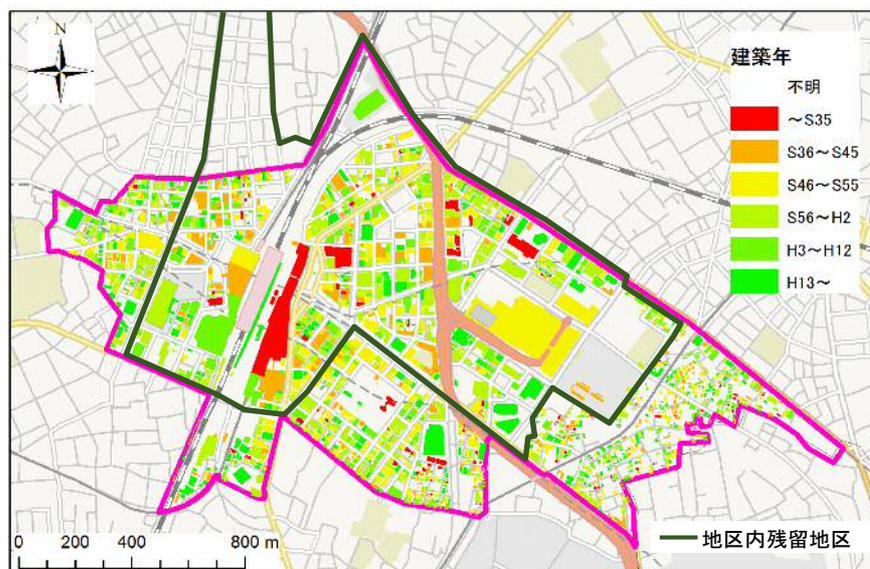
出典：株式会社ゼンリン「建物ポイントデータ 1.2 版（2015 年）」

(2) 建物の築年数、構造及び立地

- 建築後 40 年以上を経過した老朽建物も多く、特に木造建築物は東池袋 4、5 丁目や南池袋 2 丁目に集中している。
- 建築年数が経過している場合であっても、適切な耐震改修等により安全性が確保されている建物も含まれている。

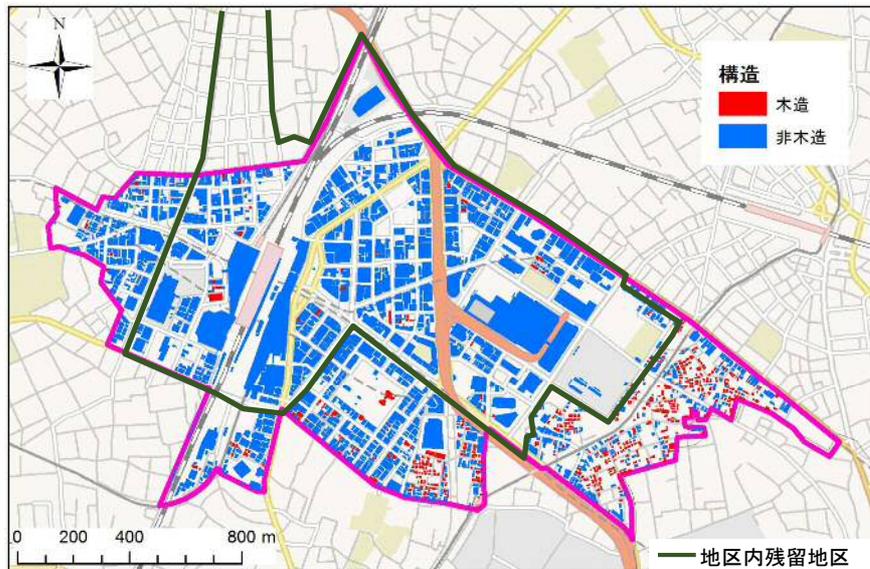
- 地区内残留地区では、災害時に建物内にとどまれるよう建築物の耐震化や建替えを促進し、滞在場所のない帰宅困難者の発生を抑制する取組が必要
- 木造住宅密集地域では、老朽化した建物の更新・共同化を促進し、災害に強い市街地の形成が必要

図表 16 建築年及びその立地状況



出典：豊島区都市整備部資料、東武鉄道株式会社資料

図表 17 構造及びその立地状況



出典：株式会社ゼンリン「建物ポイントデータ 1.2 版（2015 年）」、登記簿

3 エネルギー

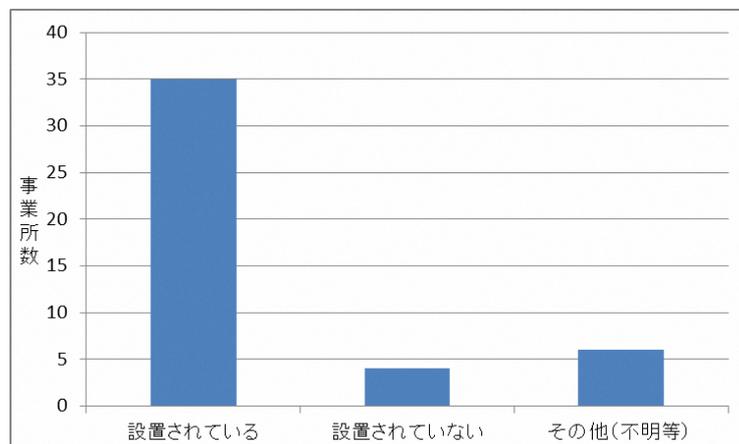
平成 27（2015）年度に地域内の 100 事業所に対して実施したアンケート調査の回答（回答事業所 45）をもとに、エネルギー確保の現状を把握した。

（1）非常用発電施設

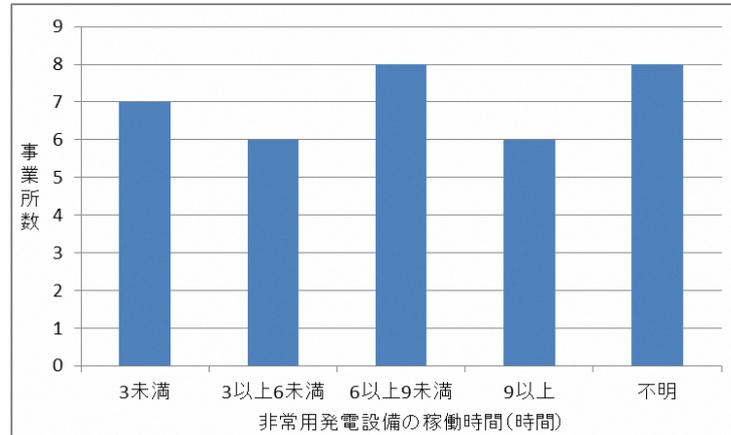
- 非常用発電設備が設置されている事業所は 35 か所、設置されていない事業所は 4 か所、不明等は 6 か所となっている。
- 設置されている非常用発電設備の平均稼働時間は、約 5.8 時間である。

● 消防法に基づき設置されている非常用発電設備に加え、帰宅困難者対策用としての非常用発電設備の設置促進が必要

図表 18 事業所別非常用発電設備の整備状況



図表 19 事業所別非常用発電設備の稼働時間



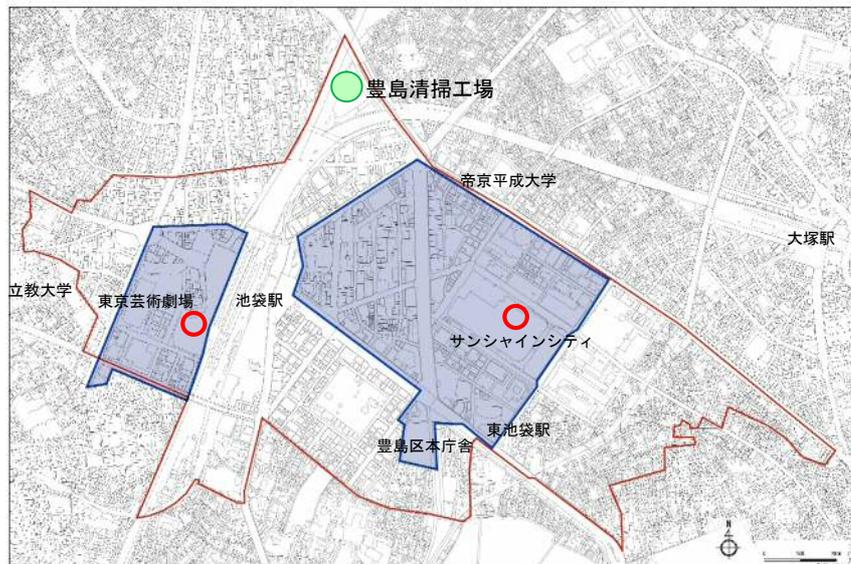
※アンケート調査（100 事業所に配布）で回答のあった 45 事業所のデータを集計

(2) 地域冷暖房システム等

- 池袋駅東口・西口では、地域冷暖房システムが稼働し、地域冷暖房計画区域²が指定されるとともに、豊島清掃工場が立地している。

- 地域冷暖房システムの拡充等によるエネルギーネットワークの構築などを進め、災害時のエネルギー確保と平常時の省エネルギー対策の両立が必要

図表 20 地域冷暖房計画区域図



出典：東京都環境局ホームページ

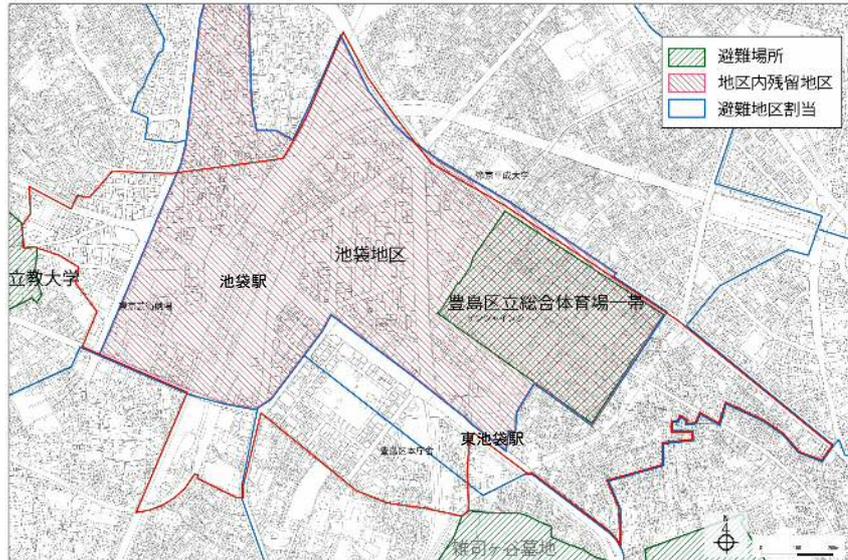
² 地域冷暖房区域：地域冷暖房施設は、都市施設として都市計画で位置づけられ、東京都「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」により、冷・温熱の供給区域を地域冷暖房計画区域に規定し、一定規模以上の建築について熱供給受入検討報告書の提出を義務づけ。

4 避難場所、地区内残留地区、公園、公開空地

(1) 避難場所、地区内残留地区

- 避難場所は、豊島区立総合体育場一帯と地域に隣接した立教大学の2か所、地区内残留地区は池袋駅を中心として9.9ヘクタールが指定されている。

図表 21 避難場所、地区内残留地区図

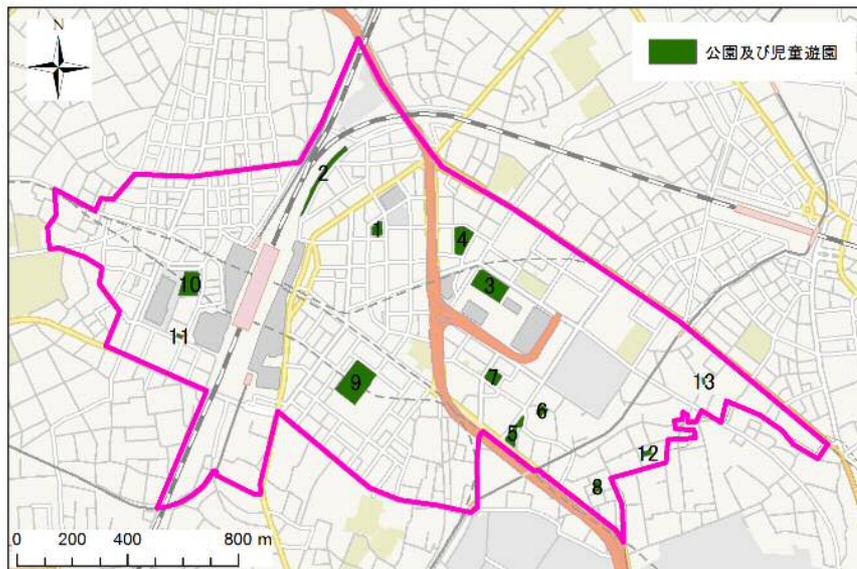


出典：東京都都市整備局「避難場所及び避難道路図」（平成 25（2013）年度改定）

(2) 公園

- 公園及び児童遊園が13か所あり、合計面積は約30,000㎡である。

図表 22 公園及び児童遊園状況図

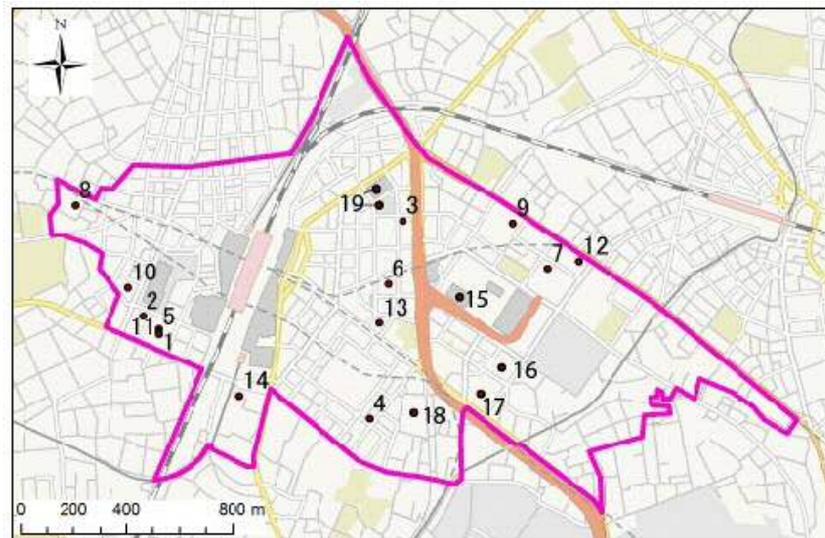


出典：豊島区「都市公園等現況図」（平成 27（2015）年 4 月）

(3) 半公共的空間（公開空地、有効空地等）

- 都市開発事業によって創出された公開空地は19か所あり、合計面積は約49,600㎡となっている。

図表 23 公開空地状況



出典：東京都都市整備局「総合設計プロジェクト一覧」、豊島区都市整備部資料

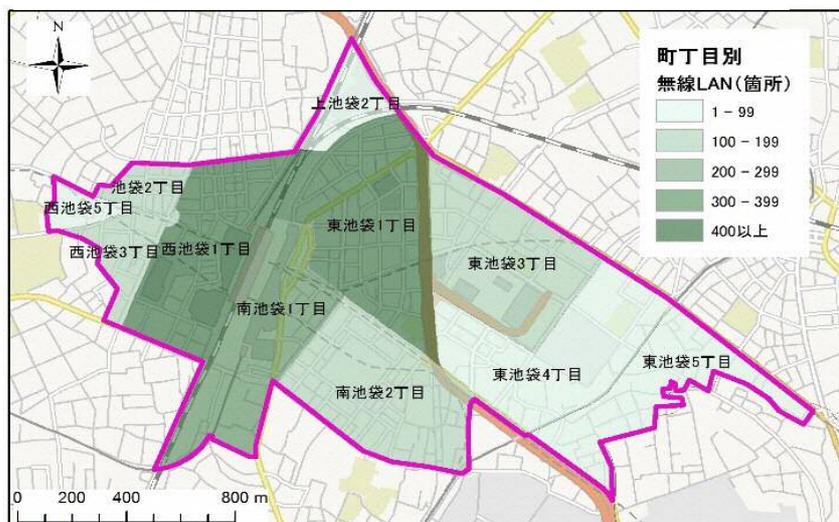
● 一時待機場所として活用が考えられる公園や公開空地等の分布は、一様ではなく、スペースが少ない箇所での対策が必要

5 情報通信

(1) 公衆無線LAN

- 池袋駅を中心にして、東池袋1丁目（638か所）及び西池袋1丁目（639か所）で整備が進んでいる。

図表 24 公衆無線LANの整備状況図

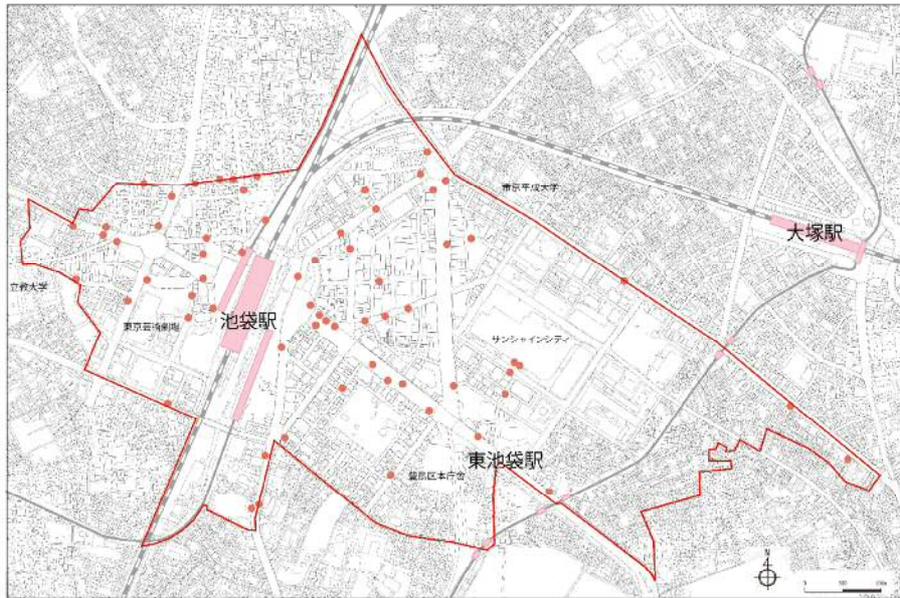


出典：各通信会社ホームページ

(2) 公衆電話・災害時特設電話

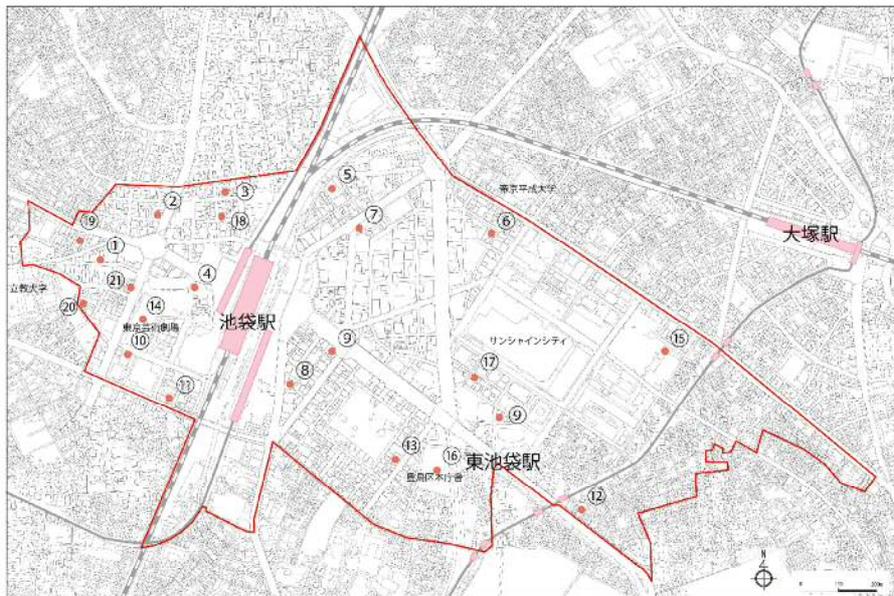
- 災害時の通信手段として有効と考えられる公衆電話は、地域全体に設置されているが、東池袋4、5丁目など住宅地では設置数が少ない。

図表 25 公衆電話整備状況図



- 災害時、早期に通信手段を確保できる特設公衆電話は、NTTによって公共施設やコンビニエンスストアなどに事前配備され、現状では地域全体に設置されているが、東池袋5丁目の一部などでは設置数が少ない。

図表 26 特設公衆電話整備状況図



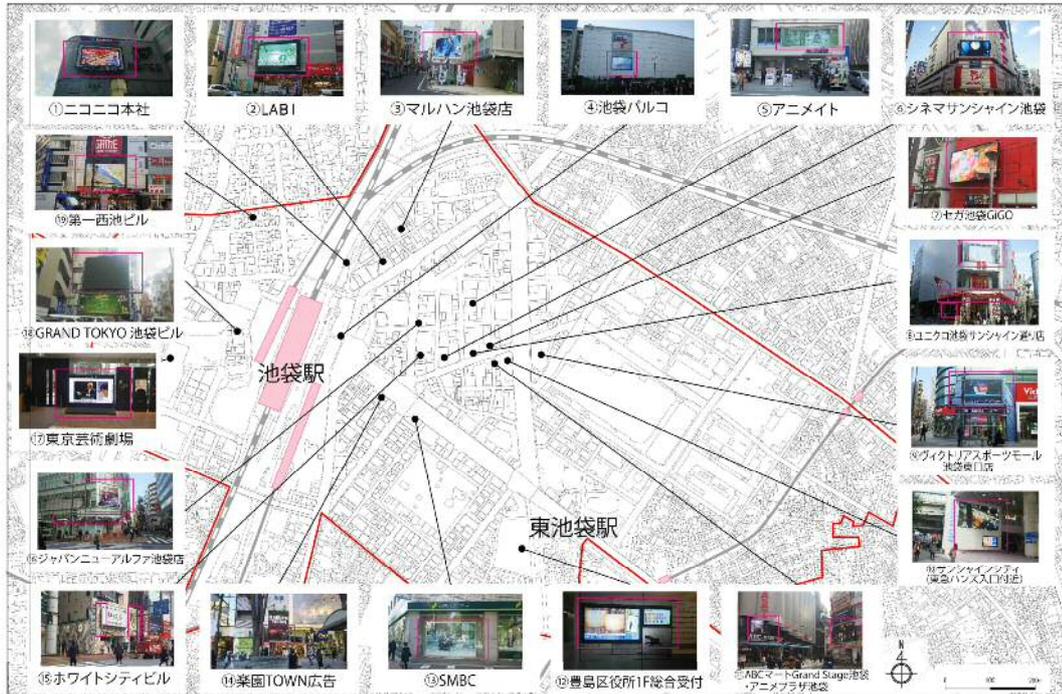
- 公衆電話、特設公衆電話は、商業施設など集客施設に設置される傾向にあり、民間施設での設置促進が必要

(3) 大型ビジョン、デジタルサイネージ

- 大型ビジョン・デジタルサイネージは、地上で19か所、池袋駅地下通路においても複数のデジタルサイネージが設置されている。

- 災害時に大型ビジョン・デジタルサイネージを情報伝達手段として活用するとともに、情報内容の検討や停電対策などが必要

図表 27 大型ビジョン、デジタルサイネージの整備状況図（地上部）



図表 28 大型ビジョン、デジタルサイネージの整備状況図（地下通路）



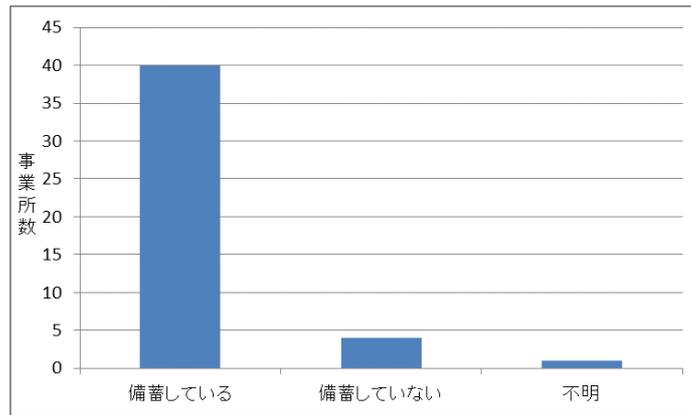
6 事業者の防災対策

平成27(2015)年度に地域内の100事業所に対して実施したアンケート調査の回答(回答事業所45)をもとに、事業者の防災対策の現状を把握した。

(1) 従業員用備蓄

- 備蓄している事業所は40か所、備蓄していない事業所は4か所、不明が1か所となっている。

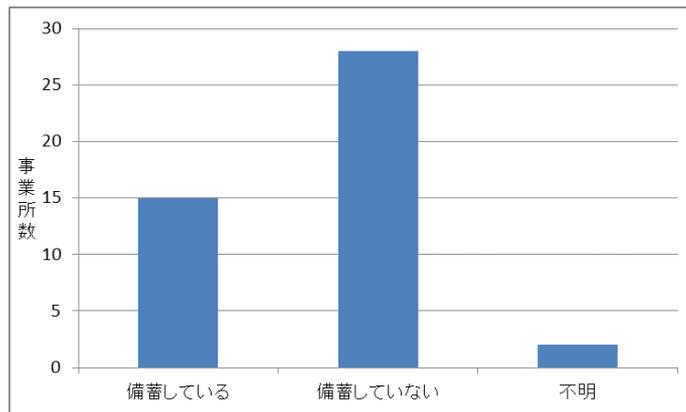
図表 29 従業員用備蓄状況



(2) 帰宅困難者用備蓄状況

- 備蓄している事業所は15か所、備蓄していない事業所は28か所、不明は2か所であり、従業員用備蓄と比較して、帰宅困難者用備蓄は進んでいない。

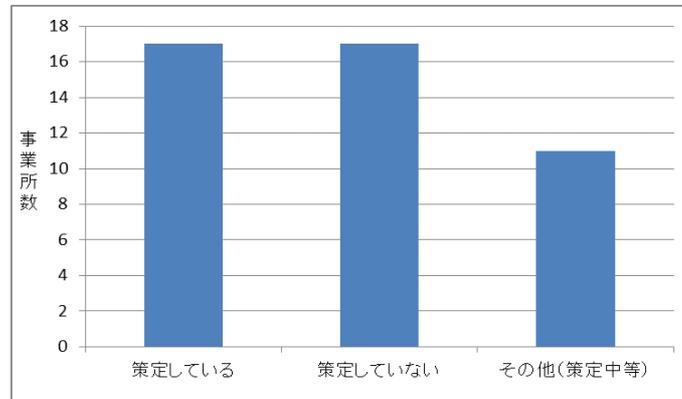
図表 30 帰宅困難者用備蓄状況



(3) 事業継続計画（BCP）

- 業務継続計画を策定している・していない事業所はともに17か所である。

図表 31 事業所別BCP策定状況



- 一時滞在施設の確保と合わせて、帰宅困難者対策用の備蓄倉庫や物資の確保が必要
- 企業のBCP策定を促進し、災害時の安全が確保された高い国際競争力を備えた業務継続地区（BCD：Business Continuity District）に発展させていく取組が必要

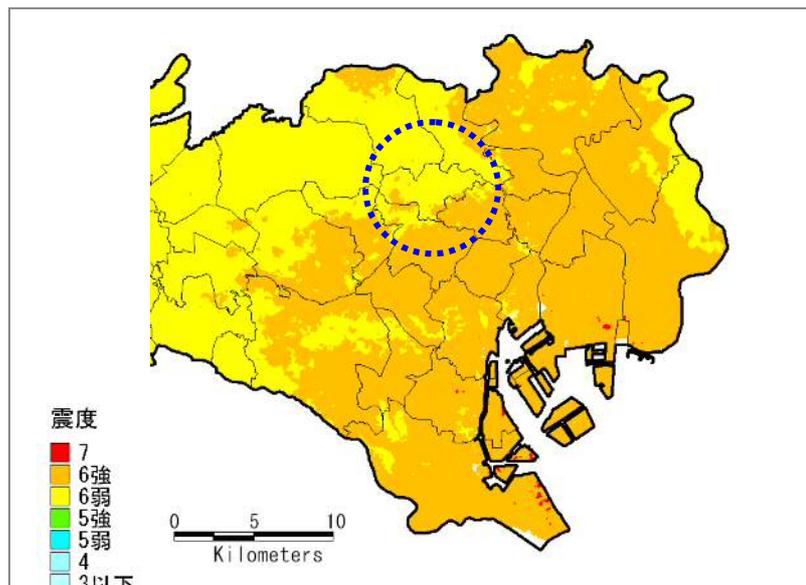
第2 想定する被害のシナリオ

1 想定する被害

池袋駅周辺地域において想定する大規模な地震は、東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3の首都直下地震とし、震度は6弱とする。

また、被害想定は、東京都が平成24(2012)年4月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえた内容とする。

図表 32 東京湾北部地震の震度分布



【豊島区全体の被害想定】

東京湾北部地震（マグニチュード7.3）、冬の夕方午後6時、風速8m/秒の想定による主な被害想定

- 建物全壊数1,679棟
- 焼失棟数1,355棟（倒壊建物を含まない場合1,315棟）。
- 死者121人、負傷者2,778人（うち重傷者は279人）
- 滞留者374,171人、うち帰宅困難者は140,000人

出典：東京都「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24(2012)年4月）

2 被害を想定する時のライフラインの状況

平成27(2015)年に実施したライフライン事業者へのヒアリングに基づき、各ライフラインの被害想定や復旧などの状況を整理する。

(1) 電力

①被害想定

- 大規模な地震が発生した際、安全確保のために一時的に送電をストップする場合もあるが、安全確認が取れ次第、順次速やかに復旧する。

②復旧

- 送電系統は複数あるため、設備トラブル等があれば自動で他ルートへ切り替える。
- 電柱・電線の地中化が進んだ場合、電柱倒壊の可能性は低くなる一方、停電復旧に時間を要する傾向にある。
- 災害発生時から復旧までに要する時間は、概ね1週間以内。

(2) ガス

①被害想定

- 高中圧導管は、原則、停止しないよう耐震設計がなされている。
- 低圧導管は、一般家庭で震度5程度以上の地震やガスの異常流出を感知すると、マイコンメーターが作動しガス供給を自動的に遮断する。また、被害が大きいと推定された地区では、ガス供給の停止が必要な地区を特定し、自動で遠隔遮断する仕組みが構築されており、二次災害の発生が起こらないよう取り組んでいる。
- 震災時、中圧ストレート供給によるコージェネレーションシステムは、原則、止まらない。低圧供給時のコージェネレーションシステムは、一時停止の間は非常用発電での対応となる。

②復旧

- ガス導管網は細分化されたブロック単位でガス供給を遮断、被害の大きい地域との切り離しが可能となっており、供給停止による不便を最小限に抑える。
- ガス供給を停止した地域の復旧日数は、新たな復旧方法(遠隔再稼働システム等)などにより30日以内の供給再開をめざしている。

(3) 水道

①被害想定

- 豊島区全体の断水率は、東京湾北部地震で23.9%、元禄型関東地震では35.9%と想定(東京都「首都直下地震等による東京の被害想定」平成24(2012)年)。

②復旧

- 都営水道全体の平常給水までの復旧日数見込みは、想定される被害が最大となる

元禄型関東地震が発生した場合で27日である(平成26(2014)年度末時点)。
(東京都「東京水道施設整備マスタープラン」平成28(2016)年2月改定)

(4) 下水道

①被害想定

- 豊島区における下水道管きよの被害率は24.7%と想定。(東京都「首都直下地震等による東京の被害想定」平成24(2012)年)

②復旧

- 被害が生じたときは主要施設から復旧を図る。復旧順序については、水再生センター、ポンプ所、幹線管きよ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きよ、ます・取付管の復旧に取り組む。
- 地震等の発災時には、復旧目標や現実の被災状況等を踏まえて、早期の機能回復に努めるものとし、30日以内に応急復旧を完了させることを目標としている。

(5) 電話(NTT東日本)

①被害想定

- 普通回線は、東日本全体で約470万回線(全体の約5割)での通話に支障が発生すると想定。
- 東京湾北部地震における不通率は、東京都全体7.6%、豊島区2.4%と想定。
(東京都「首都直下地震等による東京の被害想定」平成24(2012)年)

②復旧

- 災害救助機関・重要通信を扱う機関などは、最低限必要となるサービスを24時間以内、その他サービス及び重要加入者は3日以内の復旧を目標としている。
- 一般加入電話等の復旧は、長くても10日以内の復旧を目標としている。
(参考) 阪神淡路大震災：2週間、東日本大震災：1ヶ月

3 被害シナリオと災害時に発生する事象

(1) 被害シナリオの想定

豊島区地域防災計画で示された震災シナリオに基づき、大規模な地震が発生した際に池袋駅周辺で想定される状況をまとめる。

図表 33 災害時に池袋駅周辺で想定される状況（豊島区地域防災計画）

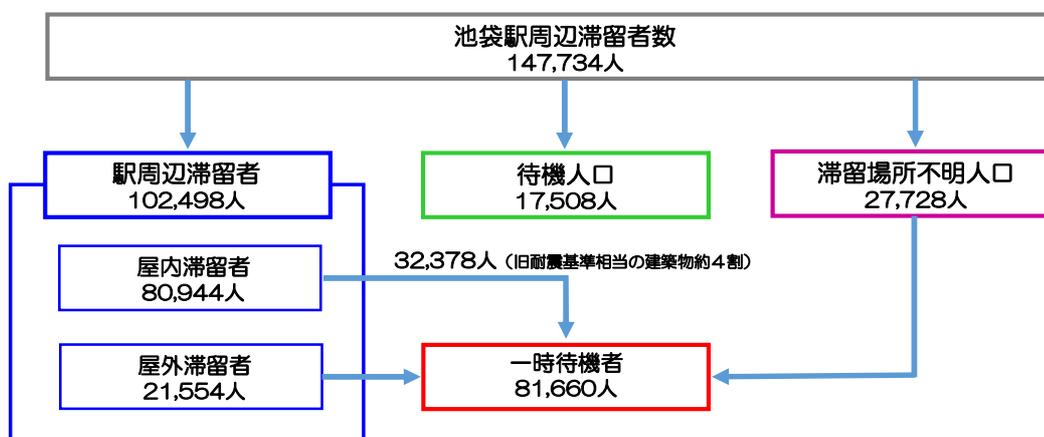
震災シナリオ（抜粋）		想定される退避行動等
時間経過	事象・出来事	
1 時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通機関が全面停止、駅とその周辺で混乱が発生 ○ 交通機関利用者や商業施設の買い物客などの一部が施設外へ 	<p style="text-align: center;">【一時待機者の発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多くの建物の在館者は安全の確認等のため、建物外へ一時的に退避 [鉄道] 鉄道の運行停止、安全確認等のため改札内→（地下通路）→地上へ退避 [地下通路・地下街] 安全確認等のため、地上に一時的に退避 [周辺の建物] 安全確認のため、建物内の避難階段から地上に一時的に退避
	3 時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駅周辺で多数の滞留者が発生 ○ 家が近い滞留者の一部が移動開始 ○ 徒歩帰宅困難者発生
12 時間	（一時滞在施設の開設）	<p style="text-align: center;">【一時滞在者の発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 徒歩による帰宅が困難で、所属場所がない買い物客、来街者等が地域内の一時滞在施設に移動（職場、学校等で被災し、徒歩による帰宅が困難な人は所属する建物に滞在）
1 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通機関の一部が再開 ○ 再開路線等を利用する帰宅困難者が移動開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通機関が再開し、帰宅が可能になるまで一時滞在施設等に滞在
3 日	○ 道路、交通機関の復旧開始	

(2) 災害時に発生する事象

① 滞留者の発生

- 東京都の「首都直下地震等による東京の被害想定」(平成24(2012)年4月)では、池袋駅周辺の滞留者³を147,734人と推計している。
- このうち、建物内に留まることができない屋内滞留者⁴32,378人(80,944人×0.4)、屋外滞留者⁵21,554人及び滞留場所不明者27,728人の合計である一時待機者は81,660人と想定される。
- 今後、都市開発事業による新たな歩行者の集中発生交通量にあわせて、増加が見込まれる滞留者等の安全確保の取組が必要である。

図表 34 池袋駅の滞留者数



② 滞在所のない帰宅困難者への対応

- 「首都直下地震等による東京の被害想定」に基づき、対策が求められる滞在所のない帰宅困難者数は、建物内に留まることができない屋内滞留者約32,000人、屋外滞留者約21,000人を合計した約53,000人とする。
- この滞在所のない帰宅困難者数は、平成24(2012)年3月に豊島区が策定した「豊島区帰宅困難者対策計画」の想定とも一致し、これまでの取組を引き続き推進する。

³ 池袋駅周辺の滞留者：駅を起点に4k m²圏内(概ね2km四方)に存在する人数をカウントし、上記のうち「屋外滞留者」が駅に集積すると考えられる。

⁴ 屋内滞留者：駅周辺で学校、職場の目的で滞留している人の総数。屋内滞留者のうち、旧耐震基準相当の建物(4割程度と想定)の滞留者は建物外で待機することを想定。

⁵ 屋外滞留者：駅周辺で私用、不明の目的で滞留している人の総数。

③一時待機場所、一時滞在施設の不足

(一時待機場所)

- 一時待機者81,660人に対して、必要な一時待機場所の面積は $1\text{ m}^2/\text{人}$ ⁶とした場合、約81,700 m^2 となる。
- 現在、一時待機場所として想定する公園は、南池袋公園、池袋駅前公園、中池袋公園、東池袋公園、東池袋中央公園、日出町公園、日出町第二公園、池袋西口公園、西池袋公園の約36,000 m^2 であるが、必要とされる面積の約45%にとどまる。
- 一方で、公開空地などは19か所、合計面積は約49,000 m^2 であり、今後、こうした公開空地や建物、地下通路の一部などを活用した一時待機場所の確保と退避経路の整備が必要である。
- また、都市開発事業にあわせて、池袋駅東口・西口駅前空間の拡大や駅東西の連絡機能を強化し、一時待機場所及び退避経路を確保する必要がある。

(一時滞在施設)

- 滞在场所のない帰宅困難者53,000人を受け入れる一時滞在施設は、一人あたりの面積を 1.65 m^2 (1畳分相当)とした場合、約87,450 m^2 必要となる。
- 現在、一時滞在施設は、都立施設の約1,500人分と区立施設での約4,000人分に加え、豊島区と「大規模地震等における帰宅困難者対策の連携協力に関する協定」を締結した事業所の約10,000人分をあわせた約15,500人分の確保にとどまり、必要とされる53,000人分の約30%に過ぎない。
- 今後、都市開発事業にあわせて一時滞在施設を整備するとともに、安全な退避経路及び備蓄倉庫・物資の確保が必要である。

④道路の閉塞

- 道路閉塞率⁷の高い箇所は、池袋駅周辺の道路幅員が狭い街区や木造住宅密集地域の東池袋4、5丁目、南池袋2丁目などで多い。
- また、東池袋5丁目は、平成30(2018)年に東京都が公表した「地震に関する地域危険度測定調査(第8回)」において、災害時活動困難度⁸を考慮した火災危険度ランキングが5段階の4と出火・延焼の危険性が高くなっている。

⁶ $1\text{ m}^2/\text{人}$ ：東京都地域防災計画で示された避難場所の一人あたり必要面積の基準値。

⁷ 道路閉塞率：阪神・淡路大震災時の調査データに基づき、建物被災による道路閉塞を道路幅員別に算出。建物被災率(全壊率+ $1/2$ ×半壊率)は、調査対象範囲の建物を構造別、建築年別に分類し算出。(東京都「首都直下地震による東京の被害想定報告書」)

・幅員3.5m未満の道路：道路閉塞率(%)= $0.9009 \times \text{建物被災率} + 19.845$

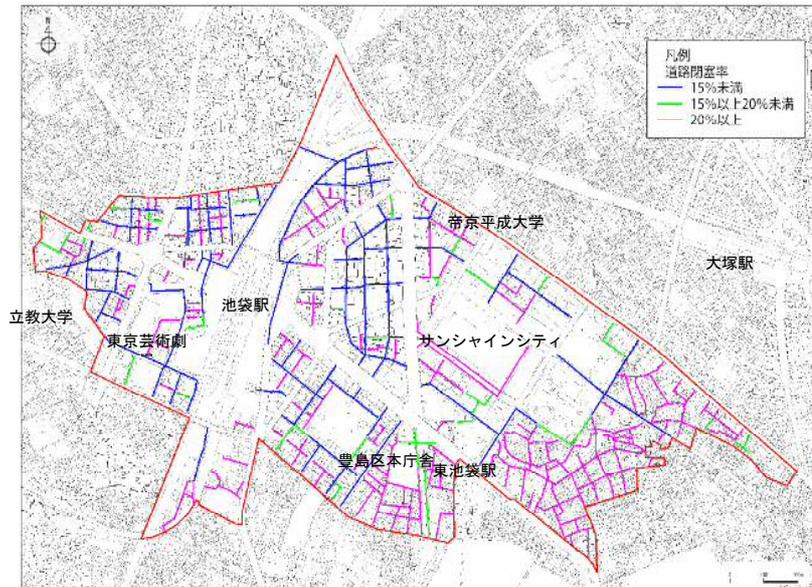
・幅員3.5m以上5.5m未満の道路：道路閉塞率(%)= $0.3514 \times \text{建物被災率} + 13.189$

・幅員5.5m以上13m未満の道路：道路閉塞率(%)= $0.2229 \times \text{建物被災率} - 1.5026$

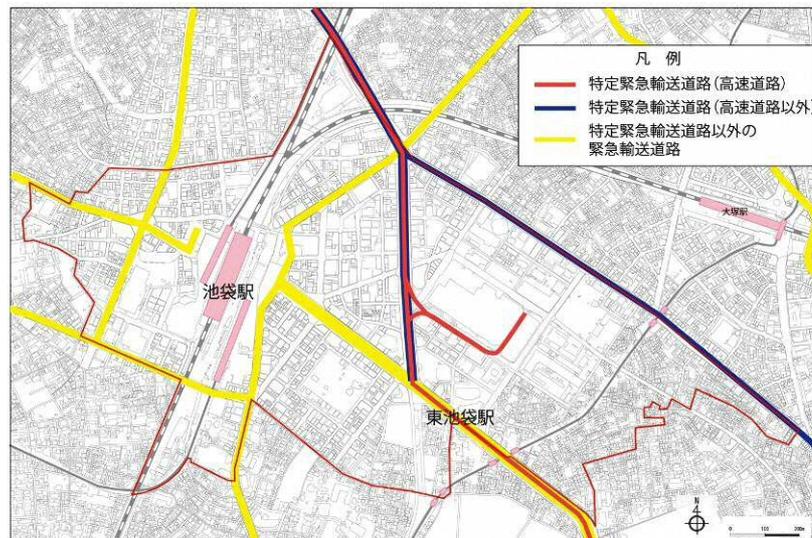
⁸ 災害時活動困難度：道路の幅員や稠密度等の整備状況により、災害時の活動の難しさを測定するもので、幅員6m以上の道路までの平均的な到達時間や幅員4m以上の道路からアクセスできない範囲が占める割合によって評価。

- 道路閉塞を避けるためには、都市開発事業による大街区化や共同化にあわせた道路整備が必要である。
- 特定緊急輸送道路及び緊急輸送道路に指定されている沿道の建築物では、耐震化・不燃化を促進し、災害時の避難や救急・消火、緊急輸送などの機能を確保する必要がある。

図表 35 道路閉塞率状況算出図



図表 36 緊急輸送道路図



第3章 都市再生安全確保計画の目標及び基本的な方針

第1 都市再生安全確保計画によって実現する地域の将来像及び目標（都市再生特別措置法第19条の13第2項第一号）

第2章で示した池袋駅周辺地域の現状と被害想定を踏まえ、都市再生安全確保計画の推進によって実現する地域の将来像を「高度な防災機能を備えた劇場都市」とし、国内外から人と産業を惹きつける文化創造の舞台を支える高い安全性を備えた地域をめざしていく。

また、地域の将来像を実現するために8つの目標及び基本的な方針を示し、公民連携による取組を推進する。

高度な防災機能を備えた劇場都市

地域の将来像を実現に導く目標

- 1 一時待機場所、一時滞在施設の整備
- 2 退避経路の確保
- 3 備蓄倉庫・備蓄物資の拡充
- 4 ライフライン・エネルギーの確保
- 5 情報発信・情報伝達の強化
- 6 建築物の防災性の向上
- 7 防災拠点の形成
- 8 エリアマネジメント組織による対策の推進

第2 都市再生安全確保計画の基本的な方針（都市再生特別措置法第19条の13第2項第一号）

1 一時待機場所、一時滞在施設の整備

- 事業者、施設所有者・管理者及び行政は、相互に連携しながら、一時待機場所及び一時滞在施設の確保を進めるとともに、設置・運営に取り組む。
- 事業者、施設所有者・管理者及び行政は、一時待機場所及び一時滞在施設における高齢者、障害者、子ども、妊娠している人など要配慮者の対応について検討を進める。
- 事業者、施設所有者・管理者及び行政は、一時待機場所及び一時滞在施設における待機・滞在環境の向上に努める。

- 事業者、施設所有者・管理者及び行政は、池袋駅東口・西口駅前空間の拡大や駅東西の連絡機能を強化し、一時待機場所の確保に取り組む。
- 事業者及び行政は、従業員が安全に事業所内にとどまれるよう、建築物の耐震化や備蓄物資の確保、オフィス機器や家具などの固定に取り組み、滞在場所のない帰宅困難者の発生を抑制する。
- 事業者は、公開空地や地下通路などを一時待機場所として確保に努めるとともに、適正な管理に取り組む。
- 鉄道事業者は、最優先業務として鉄道の運行復旧に取り組むとともに、一時待機場所の確保及び退避誘導に努める。
- 一時待機場所及び一時滞在施設の所有者・管理者は、災害発生前に受け入れ施設の公表を検討し、災害発生時の円滑な退避行動の促進に努める。
- 豊島区は、「大規模地震等における帰宅困難者対策の連携協力に関する協定」の締結事業所を拡大し、一時待機場所、一時滞在場所の確保に努める。
- 豊島区は、地域外の事業者などと連携し、一時待機場所、一時滞在施設、退避経路及び備蓄倉庫の確保に努める。
- 豊島区は、豊島区災害対策本部の判断に基づき、災害状況に応じて、都市再生安全確保施設に指定した区立施設に加え、その他の施設についても一時待機場所・一時滞在施設として開設する。

2 退避経路の確保

- 事業者、施設所有者・管理者及び行政は、都市の一体性と防災対応力を高める池袋駅の機能更新・強化に取り組むとともに、駅周辺では都市開発事業による街区再編を推進し、安全性の高い退避経路を確保する。
- 事業者、施設所有者・管理者及び行政は、池袋駅からの退避経路となる地下通路と地上部の接続空間及び駅東口・西口駅前空間の拡大、駅東西の連絡機能の強化に取り組む。
- 事業者、施設所有者・管理者及び行政は、池袋駅周辺から区域内の一時待機場所、一時滞在施設へと効果的に連続する退避経路を確保するため、都市開発事業による街区再編・共同化に取り組む。
- 事業者、施設所有者・管理者及び行政は、法令に基づく建築物の耐震化・不燃化、外壁や看板などの落下防止に取り組み、退避経路の安全性を高める。
- 事業者、施設所有者・管理者及び行政は、相互に連携しながら、災害発生前から誘導計画の検討や退避経路のバリアフリー化などを推進し、避難誘導の安全性の向上や円滑化に取り組む。
- 豊島区は、補助第77号線（グリーン大通り）の歩道に加え、車道を退避経路とともに、災害時に看板や外壁などの落下物から一時的に退避できる空間としての活用を検討する。

3 備蓄倉庫・備蓄物資の拡充

- 事業者、施設所有者・管理者及び行政は、備蓄倉庫の整備及び備蓄物資の確保を進めるとともに、相互に連携しながら、災害時における備蓄物資の供給体制の構築に取り組む。
- 事業者、施設所有者・管理者及び行政は、池袋駅東口・西口駅前空間の再整備にあたり、災害発生時に豊島区が備蓄する物資の輸送及び配付にも配慮した計画とする。
- 一時滞在施設の所有者・管理者は、受け入れ人数に応じた備蓄スペース及び備蓄物資の確保に努める。
- 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例及び豊島区防災対策基本条例に基づき、従業員の施設内待機を前提として、必要となる3日分の備蓄物資の確保に努める。
- 事業者は、平成24（2012）年11月に東京都が策定した「東京都帰宅困難者対策実施計画」を踏まえ、外部の帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など）のために10%程度余分の備蓄に努める。
- 事業者は、従業員及び外部の帰宅困難者などの備蓄物資を保管するために必要な備蓄スペースの確保に努める。
- 豊島区は、現在の目標である滞在場所のない帰宅困難者53,000人の1日分の備蓄物資を確保するとともに、高齢者、障害者、子ども、妊娠している人など要配慮者に必要となる物資の備蓄を進める。
- 豊島区は、都市開発事業等において必要な備蓄スペースを確保できるまでの期間、災害発生時に池袋駅周辺へ迅速かつ確実に物資を供給するため、物流事業者を活用した輸送体制を整備する。
- 豊島区は、「大規模地震等における帰宅困難者対策の連携協力に関する協定」の締結事業所を拡大し、備蓄倉庫・備蓄物資の確保に努める。

4 ライフライン・エネルギーの確保

- 事業者、施設所有者・管理者及び行政は、災害時にライフラインが途絶えないよう設備等の耐震性を高めるとともに、貯水槽・緊急排水槽の設置などに努める。
- 事業者、施設所有者・管理者、エリアマネジメント組織及び行政は、自立・分散型エネルギーシステムのネットワーク化や電気・熱の建築物間融通などを検討し、平常時の活用を含めた地域全体での安定したエネルギー供給体制の構築に努める。
- 事業者は、都市開発事業や建築物の更新にあわせて、地域冷暖房施設への接続やサブプラントの設置、コージェネレーションシステムや非常用自家発電装置、未利用エネルギーなど自立・分散型エネルギーの導入を促進し、災害時のエネルギー確保及び平常時のエネルギー利用の高効率化に取り組む。

5 情報発信・情報伝達の強化

- 事業者、施設所有者・管理者及び行政は、大型ビジョンやデジタルサイネージなどの設置に努めるとともに、災害発生時には連携して情報提供ができるよう取り組む。
- 事業者、施設所有者・管理者及び行政は、外国人にも理解しやすい多言語のサインやピクトグラムを導入、防災マニュアルの作成などを進める。
- 事業者、施設所有者・管理者及び行政は、災害時に安全で円滑な退避行動につながる池袋駅案内サインの再整備を進めるとともに、地域内でのサインルールの統一化を検討する。
- 事業者、施設所有者・管理者及び行政は、災害時に滞留者等が必要な情報にアクセスできるよう情報通信環境を整備する。
- 事業者、施設所有者・管理者及び行政は、池袋駅に近接した都市開発事業等にあわせて、災害発生時における情報収集・提供の拠点となる現地連絡調整所及び情報提供ステーションの機能の確保・強化に努める。
- 豊島区は、防災総合システムを活用し、災害発生時の情報収集とともに、事業者などと連携して、大型ビジョンやデジタルサイネージによる情報提供や退避誘導に取り組む。

6 建築物の防災性の向上

- 土地・施設所有者及び管理者は、法令に基づく耐震診断及び必要な耐震改修を実施し、老朽化した建築物の安全性を確保する。
- 土地・施設所有者及び管理者は、老朽化した建築物の建替えや共同化の推進とあわせて、一時待機場所、一時滞在施設、退避経路、備蓄倉庫及び情報発信施設などの防災機能を整備する。
- 行政は、建築物の耐震化を促進するための支援策や普及啓発などに取り組む。

7 防災拠点の形成

- 豊島区は、区全体の防災拠点として、豊島区本庁舎及び造幣局東京支局移転後跡地に整備する防災公園を位置づける。
- 豊島区本庁舎は、防災対策及び復旧・復興対策の司令塔として、災害発生時には災害対策本部、震災復興本部の機能を最優先して確保する。
- 造幣局東京支局移転後跡地に整備する防災公園は、災害発生後の段階に応じて、木造住宅密集地域からの避難場所、帰宅困難者の一時待機場所、隣接する市街地整備区域と連携した一時滞在施設、区全体の物流拠点などの役割を担う。

8 エリアマネジメント組織による対策の推進

- 都市再生安全確保計画部会、池袋駅周辺混乱防止対策協議会、エリアマネジメント組織及び豊島区などは、災害発生前から地域の特性や課題を共有し、災害時の混乱を最小限にとどめられるよう統一した対応マニュアルやルールづくりなどに取り組む。

- 池袋駅周辺混乱防止対策協議会、エリアマネジメント組織及び豊島区などは、豊島区地域防災計画に基づき、連携して現地連絡調整所や情報提供ステーションの設置・運営にあたる。
- 池袋駅周辺混乱防止対策協議会、エリアマネジメント組織及び豊島区などは、連携して定期的に訓練を実施し、災害時の情報提供や滞留者の誘導、一時待機場所、一時滞在施設の運営など実践的な取組を推進する。
- 池袋駅周辺混乱防止対策協議会及び池袋駅周辺地域再生委員会は、都市再生安全確保計画で示された方針に基づき、対策の実施や検証、都市再生安全確保施設の整備に向けた検討に取り組む。
- 事業者、施設所有者及び管理者は、災害時を想定した一時待機場所や一時滞在施設の運営、備蓄物資の供給、退避誘導、情報提供などの図上訓練を実施し、防災対策の向上に取り組む。
- 事業者、施設所有者及び管理者は、災害時の業務継続計画（BCP）を作成するとともに、相互に連携して、安全性の高い業務継続地区（BCD）の形成に取り組む。
- 事業者、施設所有者・管理者及び行政は、災害発生時に援護が必要となる高齢者、障害者、子ども、妊娠している人、外国人などの支援体制を整備する。
- 事業者、施設所有者・管理者などは、都市開発事業等にあわせてエリアマネジメント組織を立ち上げ、自主的な防災体制の構築に取り組む。
- 行政は、事業者、施設所有者・管理者などによるエリアマネジメント組織の立ち上げや運営を支援し、共助による防災対策の取組を促進する。

第3 都市再生安全確保施設の整備方針（都市再生特別措置法第19条の13第2項 第一号）

池袋駅周辺地域全体において、基本的な防災機能を備えることを前提とした上で、池袋駅周辺、旧庁舎跡地周辺及び東池袋駅周辺の特性を踏まえ、それぞれのエリアで担う主な都市再生安全確保施設の整備方針を示す。

1 池袋駅周辺

- 池袋駅で発生した帰宅困難者は、できる限り池袋駅周辺で対応することをめざし、都市開発事業などにあわせて都市再生安全確保施設を整備する。
- 主な都市再生安全確保施設として、一時待機場所、一時滞在施設、退避経路及び備蓄倉庫の整備、情報発信・情報伝達機能の強化、災害時のエネルギー確保などを推進する。
- 池袋駅からの退避経路や一時待機場所となる駅東口・西口サンクンガーデン、東口・西口駅前広場、東西連絡通路（東西デッキ）の整備・再整備に取り組む。
- また、地域全体の防災対応力を高めるため、旧庁舎跡地周辺及び東池袋駅周辺と連携し、必要な都市再生安全確保施設を確保する。
- あわせて、池袋駅周辺から旧庁舎跡地周辺、東池袋駅周辺への退避経路を確保する。

2 旧庁舎跡地周辺

- 池袋駅から極めて近い位置特性を踏まえ、旧庁舎跡地に整備される新ホール棟、オフィス棟、中池袋公園を中心にして都市再生安全確保施設を確保する。
- 主な都市再生安全確保施設として、一時滞在施設・備蓄倉庫の整備、災害時のエネルギー確保、情報発信・情報伝達機能の強化を推進する。
- あわせて、東池袋駅周辺との連携を強化するための退避経路を確保する。

3 東池袋駅周辺

- 豊島区本庁舎と造幣局東京支局移転後跡地に整備する防災公園は、相互に連携しながら、豊島区全体の防災拠点としての機能を確保する。
- 造幣局東京支局移転後跡地の市街地整備事業や防災公園の整備とともに、造幣局南地区など木造住宅密集地域の改善を図る連鎖的な都市開発事業、既存の民間施設における防災機能と相互に連携し、都市再生安全確保施設を確保する。
- 主な都市再生安全確保施設として、一時滞在施設・備蓄倉庫の整備、災害時のエネルギー確保、情報発信・伝達機能の強化を推進する。

図表 37 都市再生安全確保施設整備方針図



図表 38 各エリアにおいて担う主な都市再生安全確保施設

池袋駅周辺地域全体で備えるべき基本的な防災機能

基本的な防災機能に付加して、
エリアの特性を踏まえた都市再生安全確保施設を整備

池袋駅周辺

- 一時待機場所、一時滞在施設、
退避経路の整備
- 情報発信・情報伝達機能の強化
- 災害時のエネルギー確保
- 備蓄倉庫の整備

(池袋駅)

- 東口・西口サンクンガーデン
- 東口・西口駅前広場
- 東西連絡通路(東西デッキ)

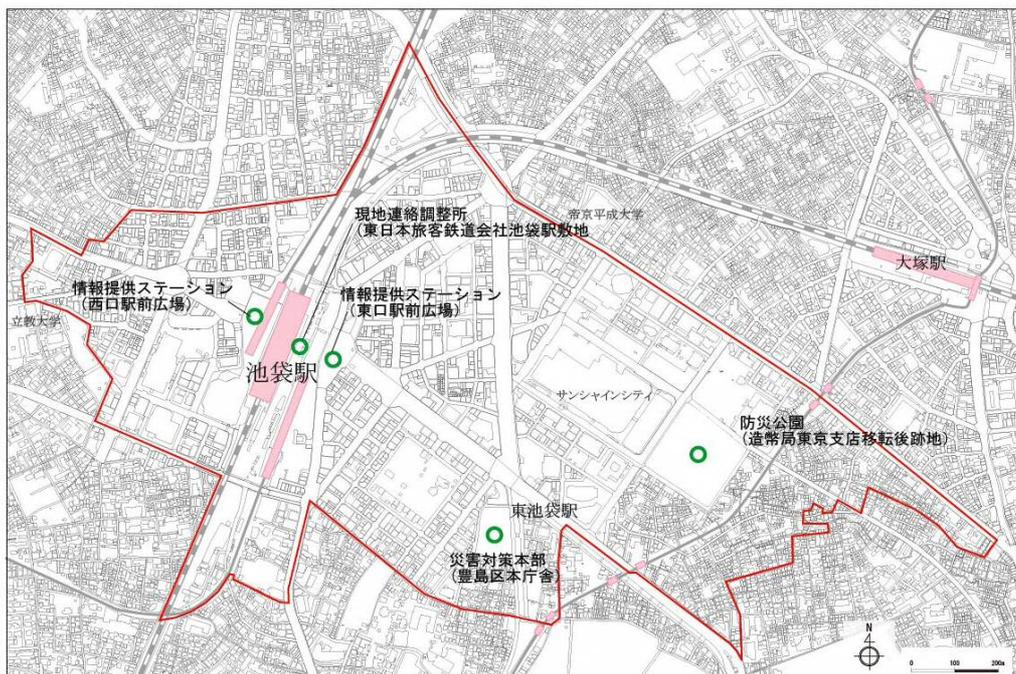
旧庁舎跡地周辺

- 一時滞在施設の整備
- 備蓄倉庫の整備
- 災害時のエネルギー確保
- 情報発信・情報伝達機能の強化
- 池袋駅からの退避経路の確保
- 東池袋駅周辺への退避経路の
確保

東池袋駅周辺

- 防災拠点機能の確保
- 一時滞在施設の整備
- 備蓄倉庫の整備
- 災害時のエネルギー確保
- 情報発信・情報伝達機能の強化
- 池袋駅からの退避経路の確保

図表 39 池袋駅周辺地域防災拠点図



第4章 都市再生安全確保計画を実現するための事業及び事務

第1 都市再生安全確保施設の位置づけ

第3章で示した都市再生安全確保計画の基本的な方針及び都市再生安全確保施設の整備方針に基づき、整備・管理する都市再生安全確保施設を示す。

1 事業計画

- 都市計画決定や事業の枠組みが決まった都市開発事業などであり、事業主体、管理主体及び整備の実施期間を示す。

2 今後、具体化する計画

- 今後、関係事業者や行政などが具体化に向けて検討・協議を進めていく都市開発事業などであり、事業主体、管理主体及び整備の実施期間を示す。
- 整備の実施期間が未定の場合であっても、都市再生安全確保計画に示された時から整備の実施期間までの期間を「短期（5年程度）」、「中期（5～10年程度）」、「長期（10～20年程度）」として示し、検討・協議の取組を促進する。

3 既存施設

- 事業計画が終了し、竣工した施設や既存の公共・民間施設などについて、所有者、管理主体を明示し、都市再生安全確保施設として適正な管理に取り組む。

第2 都市再生安全確保施設の整備及び管理

1 一時待機場所（都市再生特別措置法第19条の13第2項第二号、第三号）

(1) 事業計画

番号	施設名称等	事業主体	管理主体	整備期間
1	西武鉄道株式会社池袋ビル (デッキ部分)	西武鉄道株式会社	西武鉄道株式会社	平成27(2015) ～31(2019)年
2	特別区道12-680上空デッキ	西武鉄道株式会社	西武鉄道株式会社	平成29(2017) ～32(2020)年
3	造幣局東京支局移転後跡地 地区(防災公園)	豊島区、独立行政 法人都市再生機構	豊島区	平成28(2016) ～31(2019)年

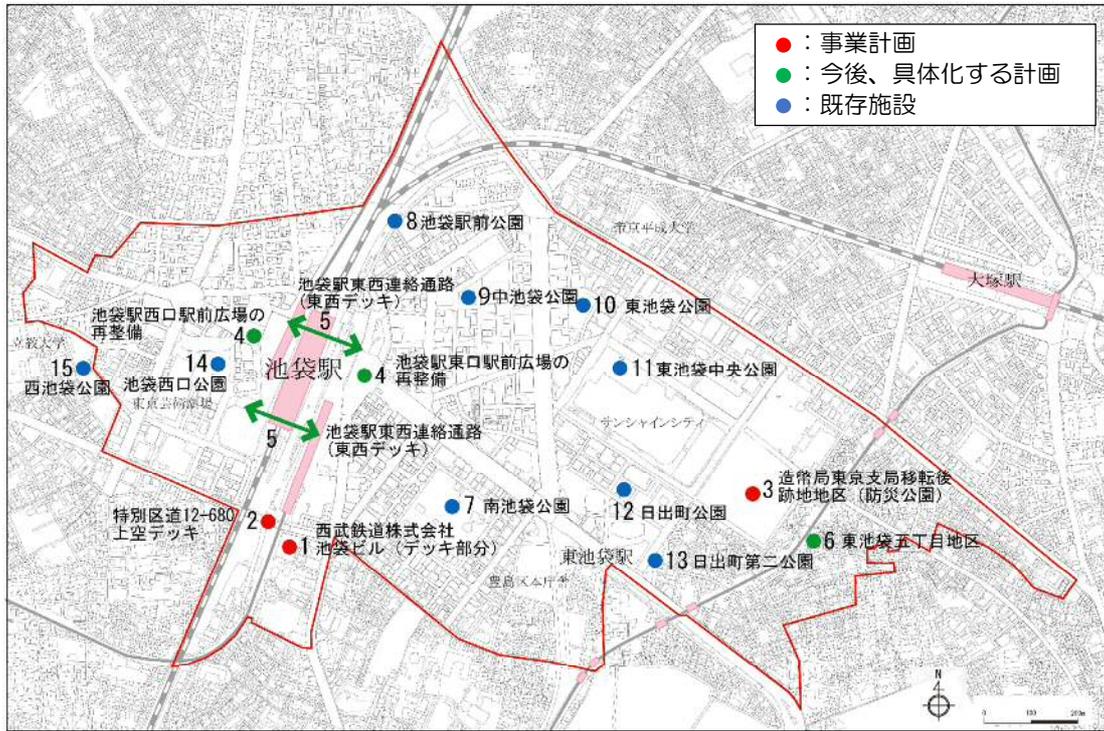
(2) 今後、具体化する計画

番号	施設名称等	事業主体	管理主体	整備期間
4	池袋駅東口・西口駅前広場の再整備	東京都、豊島区、 関係事業者	未定	未定(中期)
5	池袋駅東西連絡通路(東西デッキ)	東京都、豊島区、 関係事業者	未定	未定(中期)
6	東池袋五丁目地区	東池袋五丁目地区 市街地再開発組合	未定	平成29(2017) ～31(2019)年

(3) 既存施設

番号	施設名称等	所有者	管理主体
7	南池袋公園	豊島区	豊島区
8	池袋駅前公園	豊島区	豊島区
9	中池袋公園	豊島区	豊島区
10	東池袋公園	豊島区	豊島区
11	東池袋中央公園	豊島区	豊島区
12	日出町公園	豊島区	豊島区
13	日出町第二公園	豊島区	豊島区
14	池袋西口公園	豊島区	豊島区
15	西池袋公園	豊島区	豊島区

図表 40 一時待機場所位置図



2 一時滞在施設（都市再生特別措置法第19条の13第2項第二号、第三号）

（1）事業計画

番号	施設名称等	事業主体	管理主体	整備期間
1	豊島区旧庁舎跡地 （新ホール棟）	豊島区 東京建物株式会社 株式会社サンケイビル	豊島区 関係事業者	平成28（2016） ～31（2019）年
2	豊島区旧庁舎跡地 （オフィス棟）	東京建物株式会社 株式会社サンケイビル	東京建物株式会社	平成28（2016） ～32（2020）年
3	豊島区立としま 区民センター	豊島区	豊島区	平成28（2016） ～31（2019）年
4	西武鉄道株式会社 池袋ビル	西武鉄道株式会社	西武鉄道株式会社	平成27（2015） ～31（2019）年

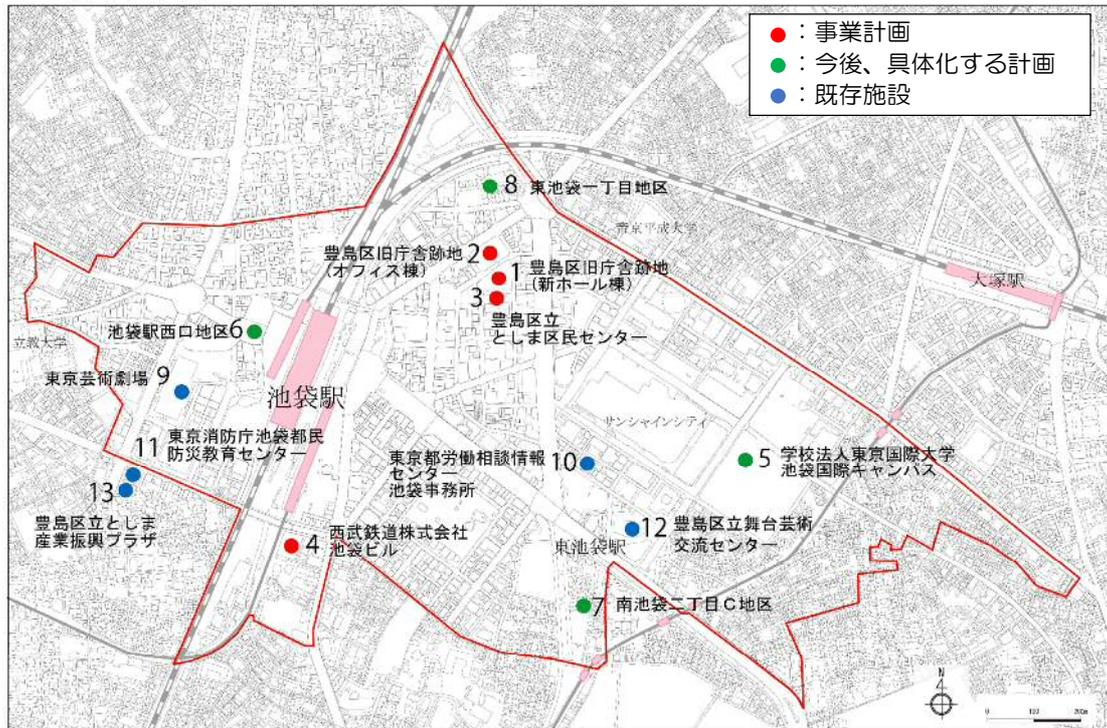
（2）今後、具体化する計画

番号	施設名称等	事業主体	管理主体	整備期間
5	学校法人東京国際大学 池袋国際キャンパス	未定	未定	未定（短期）
6	池袋駅西口地区	未定	未定	未定（中期）
7	南池袋二丁目C地区	未定	未定	未定（中期）
8	東池袋一丁目地区	未定	未定	未定（中期）

（3）既存施設

番号	施設名称等	所有者	管理主体
9	東京芸術劇場	東京都	東京都
10	東京都労働相談情報センター池袋事務所	東京都	東京都
11	東京消防庁池袋都民防災教育センター	東京都	東京都
12	豊島区立舞台芸術交流センター	豊島区	豊島区
13	豊島区立としま産業振興プラザ	豊島区	豊島区

図表 4.1 一時滞在施設位置図



3 退避経路（都市再生特別措置法第19条の13第2項第二号、第三号）

(1) 事業計画

番号	施設名称等	事業主体	管理主体	整備期間
1	西武鉄道株式会社池袋ビル (デッキ部分)	西武鉄道株式会社	西武鉄道株式会社	平成27(2015) ～31(2019)年
2	特別区道12-680上空デッキ	西武鉄道株式会社	西武鉄道株式会社	平成29(2017) ～32(2020)年

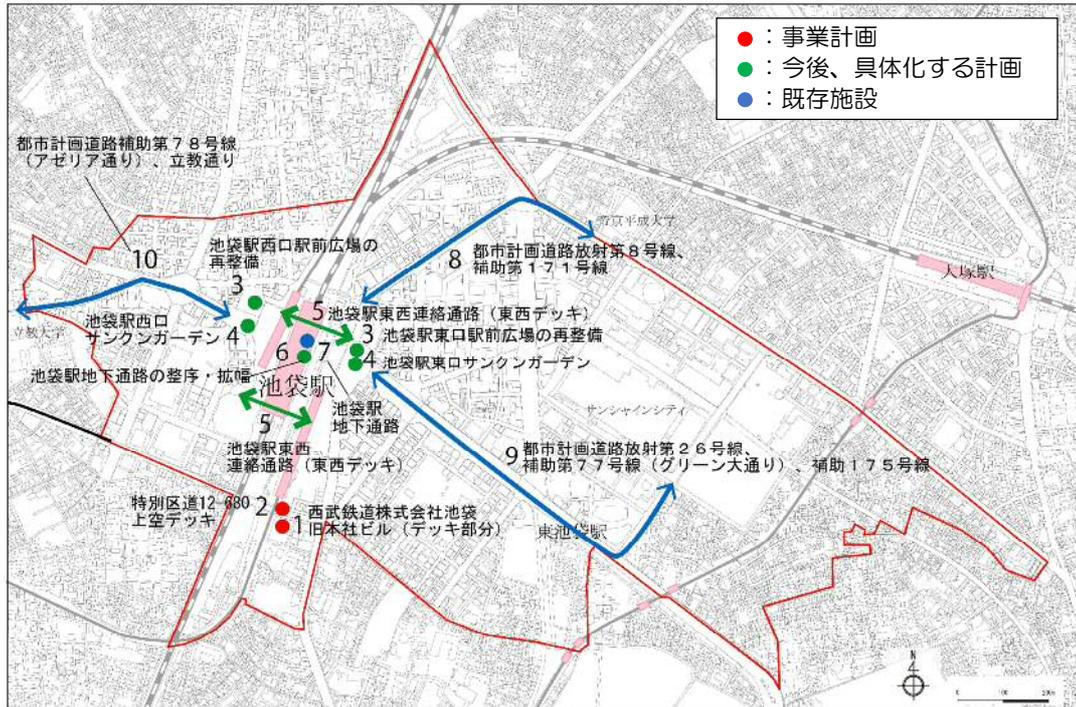
(2) 今後、具体化する計画

番号	施設名称等	事業主体	管理主体	整備期間
3	池袋駅西口・東口駅前広場の再整備	東京都、豊島区、 関係事業者	未定	未定(中期)
4	池袋駅東口・西口サンクンガーデン	豊島区 関係事業者	未定	未定(中期)
5	池袋駅東西連絡通路(東西デッキ)	東京都、豊島区、 関係事業者	未定	未定(中期)
6	池袋駅地下通路の整序・拡幅	関係事業者	未定	未定(中期)

(3) 既存施設

番号	施設名称等	所有者	管理主体
7	池袋駅地下通路	東日本旅客鉄道株式会社 西武鉄道株式会社 東京地下鉄株式会社 東武鉄道株式会社 株式会社池袋ジョビングパーク	東日本旅客鉄道株式会社 西武鉄道株式会社 株式会社そごう・西武 東京地下鉄株式会社 東武鉄道株式会社 株式会社東武百貨店 株式会社池袋ジョビングパーク
8	都市計画道路放射第8号線、 補助第171号線	国、東京都	国、東京都
9	都市計画道路放射第26号線、 補助第77号線(グリーン大通り)、 補助第175号線	東京都、豊島区	東京都、豊島区
10	都市計画道路補助第78号線 (アゼリア通り)、立教通り	豊島区	豊島区

図表 42 退避経路位置図



4 備蓄倉庫（都市再生特別措置法第19条の13第2項第二号、第三号）

(1) 事業計画

番号	施設名称等	事業主体	管理主体	整備期間
1	豊島区旧庁舎跡地 (新ホール棟)	豊島区 東京建物株式会社 株式会社サンケイビル	豊島区 関係事業者	平成28(2016) ～31(2019)年
2	豊島区旧庁舎跡地 (オフィス棟)	東京建物株式会社 株式会社サンケイビル	東京建物株式会社	平成28(2016) ～32(2020)年
3	豊島区立としま区民 センター	豊島区	豊島区	平成28(2016) ～31(2019)年
4	西武鉄道株式会社 池袋ビル	西武鉄道株式会社	西武鉄道株式会社	平成27(2015) ～31(2019)年
5	造幣局東京支局移転後 跡地地区(防災公園)	豊島区、独立行政 法人都市再生機構	豊島区	平成28(2016) ～31(2019)年

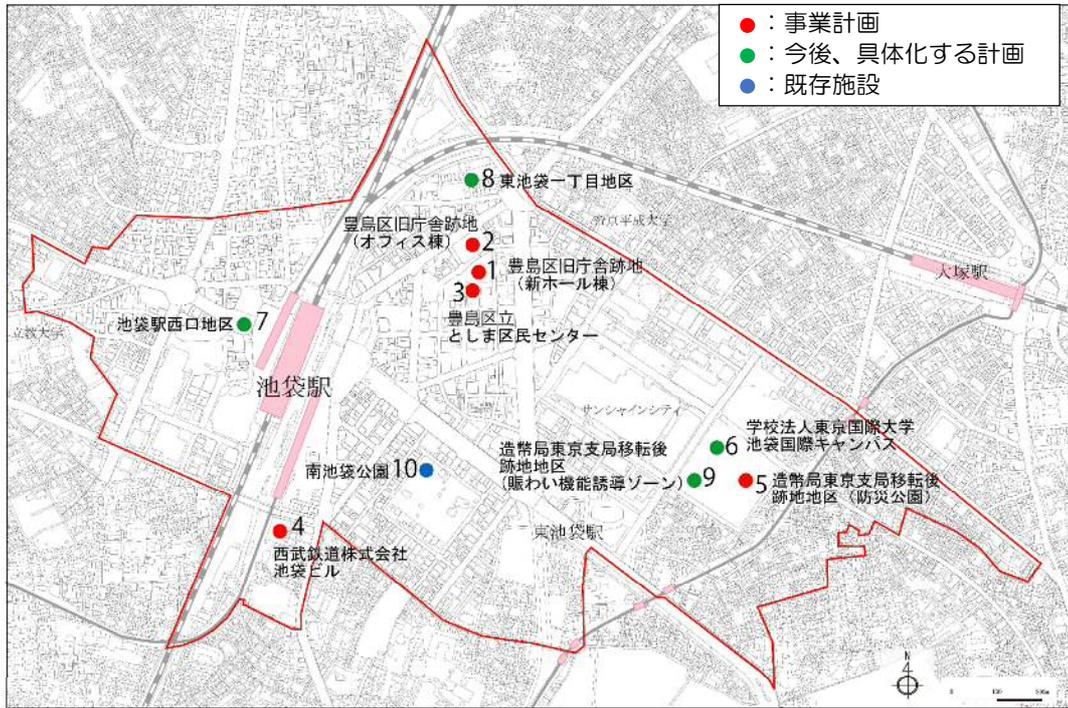
(2) 今後、具体化する計画

番号	施設名称等	事業主体	管理主体	整備期間
6	学校法人東京国際大学 池袋国際キャンパス	未定	未定	未定(短期)
7	池袋駅西口地区	未定	未定	未定(中期)
8	東池袋一丁目地区	未定	未定	未定(中期)
9	造幣局東京支局移転後跡地地区 (賑わい機能誘導ゾーン)	未定	未定	未定(長期)

(3) 既存施設

番号	施設名称等	所有者	管理主体
10	南池袋公園	豊島区	豊島区

図表 43 備蓄倉庫位置図



5 情報通信・情報伝達施設（都市再生特別措置法第19条の13第2項第五号）

(1) 事業計画

番号	施設名称等	事業主体	管理主体	整備期間
1	豊島区旧庁舎跡地 (新ホール棟) デジタルサイネージ	豊島区 東京建物株式会社 株式会社サンケイビル	豊島区 関係事業者	平成28(2016) ～31(2019)年
2	豊島区旧庁舎跡地 (新ホール棟) Wi-Fiアクセスポイント	豊島区 東京建物株式会社 株式会社サンケイビル	豊島区 関係事業者	平成28(2016) ～31(2019)年
3	豊島区立としま 区民センター デジタルサイネージ	豊島区	豊島区	平成28(2016) ～31(2019)年
4	豊島区立としま 区民センター Wi-Fiアクセスポイント	豊島区	豊島区	平成28(2016) ～31(2019)年
5	池袋西口公園 大型ビジョン	豊島区	豊島区	平成30(2018) ～31(2019)年
6	池袋駅地区案内 サイン整備事業	東日本旅客鉄道株式会社 西武鉄道株式会社 東武鉄道株式会社 東京地下鉄株式会社 株式会社東武百貨店池袋店 株式会社池袋ジョット・ソングパーク	東日本旅客鉄道株式会社 西武鉄道株式会社 東武鉄道株式会社 東京地下鉄株式会社 株式会社東武百貨店池袋店 株式会社池袋ジョット・ソングパーク	平成30(2018) ～32(2020)年

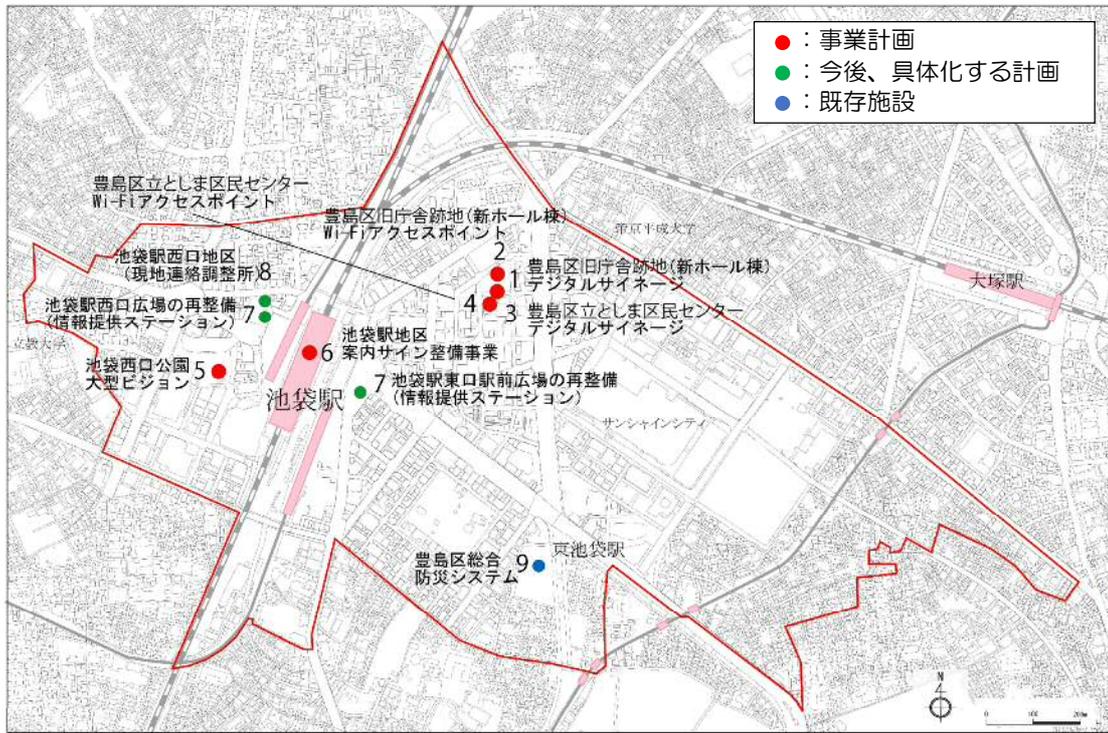
(2) 今後、具体化する計画

番号	施設名称等	事業主体	管理主体	整備期間
7	池袋駅東口・西口駅前広場の再整備 (情報提供ステーション)	未定	未定	未定(中期)
8	池袋駅西口地区(現地連絡調整所)	未定	未定	未定(中期)

(3) 既存施設

番号	施設名称等	所有者	管理主体
9	豊島区総合防災システム	豊島区	豊島区

図表 44 情報通信・情報伝達施設位置図



6 建築物の耐震改修（都市再生特別措置法第19条の13第2項第四号）

土地・施設所有者及び管理者などと実施に向けて協議が整った段階で記載する。

第3 滞在者等の安全の確保のために必要な事項（都市再生特別措置法第19条の13第2項第六号）

都市再生安全確保施設の整備にあわせて、公民連携による防災対応力の強化に向けた仕組みづくりを進める。

- 都市再生安全確保計画部会、池袋駅周辺混乱防止対策協議会、エリアマネジメント組織及び豊島区などは、災害発生前から地域の特性や課題を共有し、解決に向けたアイデアの検討や対策の改善に取り組む体制づくりを進める。
- 池袋駅周辺混乱防止対策協議会、エリアマネジメント組織及び豊島区は、年1～2回程度、帰宅困難者対策訓練を実施し、その結果を都市再生安全確保計画などに反映させながら、災害時の初期対応力を向上させる。
- 帰宅困難者対策訓練にあわせて、情報通信訓練を実施し、豊島区災害対策本部と池袋駅現地連絡調整所、池袋駅東口・西口に開設する情報提供ステーション間をはじめとして、豊島区と池袋駅周辺混乱防止対策協議会、事業者との連絡体制を整備する。

第5章 都市再生安全確保計画の実現に向けて

第1 都市再生安全確保計画の見直し

都市再生安全確保計画は、都市の再生とともに成長する計画として、最新の基礎データや都市開発事業の進捗状況、新たな防災対策の取組などを反映させていく。

特に、主要な都市開発事業などにあわせて大きく見直すとともに、その間も基礎データの更新やテーマごとに内容の強化・充実を図る。

優先して取り組む課題及び反映するデータとして、帰宅困難者数の推計、災害発生時の想定シナリオや退避誘導計画の作成、災害時の効果的な情報発信・情報伝達の手法、医療体制との連携、公民の役割分担などについて検討する。

また、こうした状況の変化に的確に対応するため、PDCAサイクルを活用し、都市再生安全確保計画部会による見直し体制を構築する。

図表 45 PDCA サイクル



第2 都市再生安全確保計画に付加する安全確保の取組

平成27(2015)年11月のパリ、翌年2月のブリュッセルなどでのテロ活動が示すように世界各地でテロ活動が頻発している。平成32(2020)年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、国際的な活動拠点をめざす池袋駅周辺地域において、テロ活動に対する備えは、地域の安全を確保する上で必要不可欠である。

今後の防災対策にあたっては、テロ対策の視点も付加し、災害だけではなくテロにも強いエリアとして、更なる池袋駅周辺地域のブランド力・価値の向上及び都市の国際競争力の強化につなげていく。

（テロ活動を未然に防ぐための施策）

- 一般的にテロ活動では、警備が厳重な重要地域・施設ではなく、比較的警備が手薄な交通機関、集客施設などのソフトターゲットが標的にされることが多い。
- テロを未然に防ぐための施策の第一は、テロ組織が活動し難くすることである。そのためには、事業者やエリアマネジメント組織、行政が連携し、地域のパトロールや不審者・不審物の発見、防犯カメラの効果的な設置、テロ対策の普及啓発などが有効となる。また、地域のことに関心を持ち、助け合う共助の意識が大切となる。
- 第二は、交通機関や公共施設などがテロ活動の対象とされないことである。そのためには、テロリストの特徴的な行動や服装、持ち物などの周知、集客施設やイベント会場での警備強化によるテロリストの侵入防止などが有効である。
- 第三に、警察・消防などテロ対応組織への協力である。そのためには、警察・消防への情報提供をはじめとして、交通機関や公共施設での警備強化、公民連携による訓練も有効である。
- こうした施策とあわせて、都市再生安全確保計画に基づく都市開発事業を通じた一時待機場所や退避経路の確保、避難誘導の取組などは、テロが発生した際にも、滞在者等の安全で速やかな退避行動を促進し、被害を最小限に抑えるとともに、警察・消防の円滑な活動に寄与するなどテロ対策にも有効である。

参考資料

参考資料 1：用語の定義

1 行動

- 避難
大規模な災害時、身に迫った危険を避けるため、安全な場所へ移動すること。（内閣府・国土交通省「都市再生安全確保計画の手引き」）
- 退避
大規模な災害時、安全が確認されるまでの間、一時的に安全な場所に移動すること。（内閣府・国土交通省「都市再生安全確保計画の手引き」）

2 ひと

- 滞留者
池袋駅周辺地域に就業、通学、買い物、その他の私事などで滞在する人。
- 一時待機者（一時退避者）
災害時に安全が確保されるまでの間、発災時にいた場所から一時的に安全な場所に移動する人。
- 帰宅困難者
自宅までの距離が遠く、災害時に徒歩での帰宅が困難な人。（内閣府・国土交通省「都市再生安全確保計画の手引き」）
- 滞在場所のない帰宅困難者（一時滞在者）
滞留者のうち、買い物や観光などの目的で池袋駅周辺地域を訪れて留まる場所がない人、勤務先や通学先等が被災して事業所・学校内において待機できない人。

3 組織・団体

- 事業者
池袋駅周辺地域で生産・営利などの目的を持ち、継続的に事業を展開する組織、団体。
- 鉄道事業者
鉄道を利用した旅客運送または路線の維持に関わる事業者。
- 関係事業者
都市開発、施設所有など都市再生安全確保施設の整備に関わる事業者及び鉄道事業者。
- エリアマネジメント組織
地域の価値を高める取組を主体的に推進する事業者、施設所有者・管理者などによって構成された組織。
- 行政
国、東京都、豊島区、警視庁、東京消防庁など。

4 場所・施設

- 地区内残留地区
地区内の建築物の耐火性能が高く、災害時においても大規模な火災が発生するおそれがなく、避難場所に避難する必要のない地区。（東京都「東京都地域防災計画」）
- 避難場所
災害時に延焼火災などから避難した人の安全を確保し、一定期間留まるために東京都震災対策条例により指定された場所。池袋駅周辺地域では豊島区立総合体育場一帯、区域に隣接した立教大学が指定されている。（東京都「東京都地域防災計画」）
- 一時待機場所（一時退避場所）
災害時に施設の安全性が確認され、戻ることができるまでの間、施設の滞在者（建物から一時的に退避が必要な人、駅改札内の利用者など）が一時的に退避するための場所として、数時間から半日程度待機。
- 一時滞在施設（退避施設）
帰宅困難者のうち、買い物客や来街者、交通機関の移動途中の人などを受け入れるために、数日間設置する施設（目安として3日間、72時間程度）。
- 都市再生安全確保施設
災害時に滞在者の安全を確保するために必要な施設として、都市再生特別措置法第19条の13第二項に基づき、都市再生安全確保計画に記載できるもの。退避のために移動する経路、一定期間退避するための施設、備蓄倉庫、情報通信施設、情報伝達施設、耐震性貯水槽、非常用発電機などの施設。（内閣府・国土交通省「都市再生安全確保計画の手引き」）
- 現地連絡調整所
駅周辺の災害情報を収集・整理し、豊島区災害対策本部へ報告するとともに、豊島区災害対策本部からの指示・情報を駅周辺の各事業者に伝達する役割を担う拠点。池袋駅周辺混乱防止協議会と区が連携して開設・運営する。現在、池袋駅では東日本旅客鉄道株式会社池袋駅敷地内に設置。（豊島区「豊島区地域防災計画」）
- 情報提供ステーション
現地連絡調整所からの情報を駅周辺の滞留者等に伝達する役割を担う拠点。現地連絡調整所と同様、池袋駅周辺混乱防止協議会と区が連携して開設・運営する。池袋駅では、東口・西口に各1か所設置。（豊島区「豊島区地域防災計画」）

参考資料2：池袋駅周辺地域都市再生緊急整備協議会都市再生安全確保部会及び幹事会 構成員名簿

(1) 部会構成員名簿

所属・役職等	備考
国の関係行政機関	
内閣府 地方創生推進事務局 参事官	
国土交通省 関東地方整備局 建政部 都市整備課長	
国土交通省 関東運輸局 鉄道部 監理課長	
国土交通省 関東運輸局 総務部 安全防災・危機管理課長	
地方公共団体	
東京都 都市整備局 総務部 調整担当課長	
東京都 都市整備局 都市づくり政策部 開発計画推進担当課長	
東京都 都市整備局 市街地整備部 防災都市づくり課長	
東京都 都市整備局 市街地整備部 防災都市づくり調整担当課長	
東京都 総務局 総合防災部 防災管理課 事業調整担当課長	
豊島区 危機管理監	部会長
豊島区 都市整備部長	
豊島区 地域まちづくり担当部長	
豊島区 土木担当部長	
警視庁 巣鴨警察署長	
警視庁 池袋警察署長	
警視庁 目白警察署長	
東京消防庁 豊島消防署長	
東京消防庁 池袋消防署長	
独立行政法人	
独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 事業推進部 担当部長	
民間事業者等	
池袋駅西口地区市街地再開発準備組合 理事長	

株式会社そごう・西武 執行役員 総務部 シニアオフィサー	
株式会社サンシャインシティ 取締役経営企画部長	
株式会社パルコ 不動産管理部 業務部長	
株式会社東武百貨店 安全管理部 部長	
東日本旅客鉄道株式会社 総合企画本部 投資計画部 課長	
東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 池袋駅長	
西武鉄道株式会社 鉄道本部 安全推進部 部長	
東京地下鉄株式会社 鉄道本部 安全・技術部 部長	
東武鉄道株式会社 鉄道事業本部 計画管理部長	
東武鉄道株式会社 生活サービス創造本部 池袋まちづくり推進部長	
株式会社池袋ショッピングパーク（ISP） 総務部 部長	
東京建物株式会社 執行役員 都市開発事業部長	
学校法人東京国際大学 国際交流センター統括部長	
株式会社サンケイビル 営業本部 ビル事業グループ 資産開発部長	
南池袋二丁目C地区市街地再開発準備組合 理事長	
池袋駅周辺混乱防止対策協議会 会長	
公共公益施設管理者	
東京電力パワーグリッド株式会社 大塚支社 副支社長	
東京ガス株式会社 北部支店 支店長	
東日本電信電話株式会社 東京北支店長	
池袋地域冷暖房株式会社 取締役 営業企画部長	
西池袋熱供給株式会社 取締役技術部長	
アドバイザー	
首都大学東京 都市環境科学研究科 都市システム科学域 教授	

(2) 幹事会構成員名簿

所属・役職等	備考
地方公共団体	
東京都 都市整備局 総務部 企画経理課 課長代理	
東京都 都市整備局 都市づくり政策部 開発企画課 課長代理	
東京都 都市整備局 市街地整備部 防災都市づくり課 課長代理	
東京都 総務局 総合防災部 防災管理課 総括課長代理	
東京都 総務局 総合防災部 防災管理課 防災事業推進担当課長代理	
豊島区 総務部 危機管理担当課長	幹事長
豊島区 都市整備部 交通・基盤担当課長	
豊島区 都市整備部 地域まちづくり課長	
豊島区 都市整備部 公園緑地課長	
警視庁 巣鴨警察署 警備課長	
警視庁 池袋警察署 警備課長	
警視庁 目白警察署 警備課長	
東京消防庁 豊島消防署 警防課長	
東京消防庁 池袋消防署 警防課長	
独立行政法人	
独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 事業推進部 池袋駅エリア計画課長	
民間事業者等	
池袋駅西口地区市街地再開発準備組合 副理事長	
株式会社そごう・西武 西武池袋本店 総務部 部長	
株式会社サンシャインシティ 経営企画部 不動産開発推進室 課長	
株式会社パルコ 不動産管理部 業務部長	
株式会社東武百貨店 安全管理部 施設管理課 課長	
東日本旅客鉄道株式会社 総合企画本部 投資計画部 課長	
西武鉄道株式会社 鉄道本部 安全推進部 課長	

東京地下鉄株式会社 鉄道本部 安全・技術部 防災担当課長	
東武鉄道株式会社 鉄道事業本部 安全推進部 課長	
東武鉄道株式会社 生活サービス創造本部 池袋まちづくり推進部 課長	
東京建物株式会社 都市開発事業部 事業開発グループ グループリーダー	
株式会社池袋ショッピングパーク（ISP） 総務部 総務担当 課長	
学校法人東京国際大学 IT・管財部 庶務課 統括課長	
株式会社サンケイビル 営業本部 ビル事業グループ 資産開発部 次長	
南池袋二丁目C地区市街地再開発準備組合 理事長	
池袋駅周辺混乱防止対策協議会事務局	
公共公益施設管理者	
東京電力パワーグリッド株式会社 大塚支社 次長	
東京ガス株式会社 北部支店 副支店長	
東日本電信電話株式会社 東京北支店 副支店長	
池袋地域冷暖房株式会社 営業企画部 次長	
西池袋熱供給株式会社 技術部 副部長	
アドバイザー	
首都大学東京 都市環境科学研究科 都市システム科学域 教授	

参考資料3：都市再生安全確保計画の策定・変更経過

開催日	会議	会議内容（議題・報告事項）
平成 28（2016）年 2月9日	第1回 部会	<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生安全確保計画部会の設立について ・会則について ・部会構成員について ・部会長の互選について
平成 28（2016）年 5月31日	第2回 部会	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会及び協議会会議構成員の変更について ・部会構成員の変更について ・幹事会の設置について ・都市再生安全確保計画策定の進め方について
平成 28（2016）年 5月31日	第1回 幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・幹事長の選任について ・幹事会の構成員について ・基礎調査の結果について ・都市再生安全確保計画の構成について
平成 28（2016）年 7月14日	第2回 幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・策定のスケジュールについて ・池袋駅周辺地域都市再生安全確保計画の位置づけについて ・「池袋駅周辺地域都市再生安全確保計画（たたき台）」について
平成 28（2016）年 9月9日	第3回 幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・策定のスケジュールについて ・「池袋駅周辺地域都市再生安全確保計画（たたき台）」に対する意見について ・「池袋駅周辺地域都市再生安全確保計画（素案）」について
平成 28（2016）年 11月11日	第4回 幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・策定のスケジュールについて ・「池袋駅周辺地域都市再生安全確保計画（素案）」及び「同（原案たたき台）」に対する意見について ・「池袋駅周辺地域都市再生安全確保計画（原案）」について
平成 28（2016）年 12月26日	第3回 部会	<ul style="list-style-type: none"> ・部会構成員の変更について ・「池袋駅周辺地域都市再生安全確保計画（案）」について
平成 29（2017）年 6月7日	第4回 部会	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の取組方針について ・「池袋のブランディングワークショップ」について ・「池袋駅周辺まちづくりガイドライン及び基盤整備方針」について
平成 29（2017）年 6月7日	第5回 幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・幹事長の選任について
平成 30（2018）年 2月28日	第6回 幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・幹事会構成員の変更について ・「池袋駅周辺地域都市再生安全確保計画（変更素案）」について ・「池袋のブランディングワークショップ」について
平成 30（2018）年 3月29日	第5回 部会	<ul style="list-style-type: none"> ・部会構成員の変更について ・部会会則の変更について ・「池袋駅周辺地域都市再生安全確保計画（変更案）」について ・平成30年度の取組について

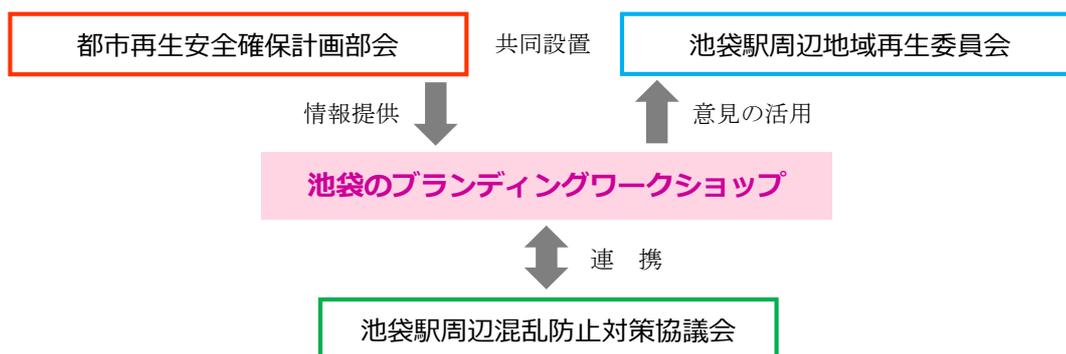
参考資料4：「池袋のブランディングワークショップ-安全・安心をまちのブランドに-」 実施報告

1 目的・位置付け

(1) 目的

- 池袋駅周辺では、平成28年12月に策定された「池袋駅周辺地域都市再生安全確保計画」や「池袋駅地下街防災推進計画」などに基づき、防災施設の整備が促進される見込みである。
- こうしたハード整備とあわせて、災害時の避難誘導や情報提供などソフト対策を強化・充実させることにより、さらに都市の安全性を高めることができる。
- そこで、災害時に池袋駅で想定される状況や対応、平常時も含めた危険な箇所などを関係事業者や利用者と意見交換・情報共有し、今後の対策に反映させることで、平常時・災害時（非日常時）に「安全・安心を実感できる都市」として、池袋駅周辺地域のブランディングにつなげていく。

(2) 位置付け



2 参加者（延べ133名、うち女性50名）

- 事業者（災害時に駅利用者や買い物客等の対応にあたりと想定される従業員の皆様）
東日本旅客鉄道株式会社、西武鉄道株式会社、東武鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社、株式会社そごう・西武、株式会社東武百貨店（東武ホープセンター含む）、株式会社パルコ、株式会社池袋ショッピングパーク
- 豊島区
女性にやさしいまちづくり担当課、防災危機管理課、文化観光課、都市計画課
- アドバイザー
市古 太郎 教授（首都大学東京）
村上 正浩 教授（工学院大学、新宿駅周辺防災対策協議会）
- その他
首都大学東京・工学院大学の学生及び大学院生 など

3 開催スケジュールと検討内容

<p>【第1回】 6月14日(水)</p>	<p>池袋駅の地下空間を中心に、 駅利用者及び駅周辺で働く立場から災害時における不安を共有する</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 池袋駅周辺のまちづくりに関する情報提供（豊島区） ○ 東日本大震災直後の池袋駅周辺の状況について情報提供（事業者） ○ 池袋駅地下空間を中心に、災害時の不安などを駅利用者及び駅周辺で働く立場から意見交換（ワークショップ）
<p>【第2回】 7月26日(水)</p>	<p>池袋駅及び駅周辺の防災施設などの見学・防災資源のマッピング</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 3チームに分かれて、池袋駅地下空間及び駅周辺の防災施設等を見学 ○ 池袋駅周辺での災害時に活用できる資源やアイデアなどのマッピングと意見交換（ワークショップ）
<p>【第3回】 9月28日(木)</p>	<p>滞留者の視点で発災時から帰宅までの行動イメージ等を考える</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発災直後から帰宅までを4区分し、各フェーズにおいて想定される状況や対応策などを意見交換（参加者は、高齢者、妊婦、外国人等の属性になりきりロールプレイング） ○ 池袋駅地下空間の「資源・アイデアマップ（案）」について意見交換（ワークショップ）
<p>【第4回】 11月22日(水)</p>	<p>池袋駅の資源マップと帰宅までの行動イメージのとりまとめ 今年度の取組総括</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第3回で検討した「資源・アイデアマップ（案）」及び行動イメージのまとめ ○ 今年度の取組に対する意見交換・まとめ（全体ディスカッション）



市古教授



村上教授



ワークショップの様子



ワークショップの参加者

4 検討成果

第1回：「池袋駅地下空間における災害時の不安等の共有」

- 池袋駅地下空間を中心に、大規模災害の発生時に心配されることや避難・誘導にあたっての不安など、駅利用者及び駅周辺で働く立場から意見交換。

(1) 駅利用者の立場として

《地下空間》

- ・地下空間は安全なのか。駅周辺の建物の安全性は大丈夫か。
- ・ランドマークや目標物がないため、どの通路を通れば目的地に行けるのかわかりづらい。
- ・地下からは地上の様子がわからないため不安。
- ・暑さや寒さ、換気などの対策はどうなっているのか。
- ・停電時の対応は大丈夫か。
- ・人が多く、いろいろな方向に向かって歩いており、ぶつかりそうになる。
- ・災害時にパニックにならないか不安。駅から出る人・戻ろうとする人などで錯綜しそう。
- ・改札口付近に人が集中しているので、目的地に行くのに苦労する。

《地上出入口》

- ・地下通路から地上への出入口が多く、迷う。出入口の幅が狭く感じる。

《案内サイン》

- ・サインがわかりにくく、なじみのない利用者にとってはどこに何があるのか全然わからない。
- ・通路ごとに名称は付いているが、初めての人にはわかりづらい。
- ・災害時にも使えるデジタルサイネージが少ないように思う。
- ・避難場所（公園等）の位置を案内してほしい。
- ・日常のサイン、災害時のサインの差別化。

《バリアフリー対応》

- ・階段が多く、上下の移動が大変。
- ・地上と地下をつなぐエレベーターが少ないため、車いす、ベビーカー利用者、高齢者等の対応をどうするか。

《多様な利用者への対応》

- ・乳幼児のための設備や備蓄品、案内が不十分である。

《待機スペース》

- ・帰宅困難者になった際、どこへ行けばいいかわからない。
- ・電気・水道が使用できなくなった際、使えるトイレがどこにあるかわからない。
- ・特に女性トイレは少なく、平常時でも混雑している。

《情報収集の方法》

- ・携帯電話が使えない場合、最新かつ正確な情報を得られるのか。
- ・公衆電話の台数が少なく、設置場所もどこかわからない。
- ・視聴覚障害は、どのように情報を収集するのか。

(2) 駅周辺で働く立場として

《地下空間》

- 地下空間の安全性（建物内の方が安全なのか、それとも建物外の方が安全なのか）。
- 被害状況によって、使えるモノ、場所、ツールが限定される。
- 夏場の地下空間はとても暑く、熱中症にならないか心配。

《案内サイン》

- 外国人向けのわかりやすいサインが必要。

《バリアフリー対応》

- バリアフリー設備が不足しており、車いすやベビーカー利用者、妊娠している人の対応が不安。
- 高層階の車いすやベビーカーは、エレベーターが止まると階段で降ろすしかない。

《情報の収集・提供》

- 他の鉄道会社やバス会社の運行情報をどのように入手し、提供するか。
- 一時滞在施設の情報（開設状況、混雑具合等）をどのように入手するか。

《避難誘導の対応》

- どこまでの範囲の人を誘導すればよいか。
- 駅構内が人であふれた場合は、次にどこへ案内すればよいか。
- パニックを起こしたお客様や鉄道会社の復旧状況の違いによる混乱への対応。
- 体が不自由な方や怪我をした人、外国人など言葉が通じない人への対応。
- 建物の安全確認等のために、建物内から外へ避難誘導を促すことにお客様の理解を得られるか。
- 建物外から建物内に避難しようとしてきた人への対応をどうするか。
- 営業時間外やスタッフの少ない時間帯は、避難誘導等に対応できる人員が不足し、人数を確保するまでに時間がかかる。
- 備蓄品を配布するタイミングをどのように決めればよいか。
- 行政・民間事業者が連携して取り組むことが重要。

《鉄道の運行再開》

- 運行再開には時間がかかることを理解してほしい。

《管理区域》

- 案内看板、館内放送の統一。

《その他》

- 鉄道ホームでの転落事故防止のための対策の推進。

第2回：「池袋駅地下空間及び駅周辺の防災資源と活用のアイデアについて」

○ 3チームに分かれて、池袋駅地下空間及び駅周辺の防災施設などを見学し、災害時に向けて活用できる資源やアイデアについて意見交換。

(1) 3チームの見学ルート図



現地連絡調整所 (訓練時の様子)



東口情報提供ステーション (訓練時の様子)



南池袋公園 (訓練時の様子)





池袋西口公園 (訓練時の様子)



西口情報提供ステーション (訓練時の様子)



西口情報提供ステーション (訓練時の様子)

(2) 見学を通して感じた課題・意見等

《地下空間》

- ・天井が低い地下通路が多く、滞留者が窮屈に感じてしまう。
- ・チェリーロード、アゼリアロードは通行人数に対して幅が狭く、滞留の恐れがある。
- ・送風（冷風）装置はあったが暑かった。
- ・地下通路を曲がった先が、どうなっているかわかりづらい。

《その他の地下通路》

- ・ウィロードは天井が低く、東西の行き来の集中が不安。

《停電時》

- ・停電時、地下通路の照明はどうなるのか。
- ・大型ビジョン・デジタルサイネージの電源確保。
- ・停電等でエレベーターが止まった際のバリアフリールート確保。

《案内サイン》

- ・地図を見ても自分がどこにいるのかわかりづらい。
- ・駅から避難場所への案内はあるのか。
- ・災害時は、どの方向へ行ったらいいかわからない。
- ・サインの文字が小さい。トイレ、外国語、地上出口の表示が少ない。
- ・災害時に使用できるエレベーターなどを知らせる表示が必要。

《バリアフリー対応》

- ・エレベーターやスロープが足りておらず、車いすやベビーカー等の利用者は大変。

《情報収集の方法》

- ・携帯電話が使えなくなった場合に、有効な通信手段となる公衆電話が見当たらない。

《備蓄品》

- ・備蓄品の配布は、区役所の人だけでは手が足りないのでは（特に夜間）。
- ・災害時に区外の倉庫から民間事業者による備蓄物資の搬送ができるのか。
- ・乳幼児の備蓄対策ができていないのか。

《混乱防止に向けたルールづくり》

- ・管理区域が複雑で、看板・サインが統一されていないのでわかりづらい。
- ・まずは、地下空間の統一したルールを決めて、関係事業者の連携を強化する必要がある。
- ・管理事業者間の連携を誰が行うのかを明確にし、それを従業員に周知する必要がある。
- ・商業施設の営業時間と鉄道の運行時間の違い。店舗閉店後の対応をどうするか。

《その他》

- ・一時待機場所や備蓄物資配布場所の区別が見た目ではわかりづらい。

(3) 資源の活用などに関するアイデア・意見

《地下空間》

- ・プリズムガーデンのような地上部とつながる空間があれば、地上の様子がわかるので安心。
- ・地下空間は、雨、雪、風が防げることが魅力のひとつである。

《停電時》

- ・蓄光材を活用する。

《案内サイン》

- ・バリアフリーや外国語の案内表示を増やす。
- ・天井や床、壁を利用した案内サインの工夫。
- ・わかりやすいビジュアルにする（通路ごとに色分けする、地上部の写真を付ける等）。
- ・一時滞在施設への案内は、紙のカードだけでは難しいため、アナログとSNSの使い分けが必要。

《情報収集・提供の方法》

- ・特設公衆電話の増設。
- ・LINEのグループトークのように、情報を共有しやすいシステムが必要。

《避難誘導の対応》

- ・誘導マニュアルづくりを進める。
- ・要配慮者を優先したタクシーでの帰宅支援のルール化。
- ・各事業者の外国人対応を災害時に活用する。
- ・各事業者が持つデジタルサイネージ等の連携活用。

《待ち合わせ場所》

- ・待ち合わせ場所のわかりやすさを、防災のわかりやすさにつなげる。

《安全な場所のアピール》

- ・耐震改修を実施していることをアピールし、地下空間の安全性を伝える。

《鉄道運行情報》

- ・鉄道各社の運行情報を一元化し、わかりやすくする。

《災害時のボランティア活用》

- ・池袋は大規模事業者が多く、「人的資源」が豊かであり、共助の可能性はある。
- ・帰宅困難者対応等の人手不足は、学生ボランティアを募ることで解消できる。
- ・災害時に物資を配布する際は、若いスタッフや来街者に手伝ってもらおう。

《備蓄品》

- ・百貨店や地下店舗の商品ストックの活用。

《防災マップの作成》

- ・池袋駅構内の災害時マップを作成し、周知する。

第3回及び第4回：「災害時における池袋駅周辺の状況や行動イメージの想定」

- 発災直後から帰宅までを4区分し、各フェーズにおける状況や行動イメージを想定しながら、参加者は付与された属性（②参照）になりきり、グループクエスチョン（以下、GQ）について検討しながらロールプレイングを実施（①参照）。

（1）各フェーズの状況とグループクエスチョン

前提条件	9月下旬の平日15時（晴れ）に首都直下地震（震度6弱）が発生
フェーズ1	本震と激しい揺れが収まった発災直後（10分後）
	GQ：被災した場所（ホーム・地下通路・商業施設）において、どのように身の安全を確保しますか？
フェーズ2	残留・退避（1時間後）
	GQ：本震が収まった後、一時待機先としてどこに向かいますか？
フェーズ3	発災当日の夜（寝泊まり）
	GQ：当日の夜を明かす場所として、どこに向かいますか？
フェーズ4	発災翌日以降
	GQ：合理的な帰宅判断と行動をする際に、交通機関の運行情報に加えてどのような情報が必要となりますか？

（2）ロールプレイングで設定した属性・条件

高齢者、障害者、妊娠している人、子ども（小中学生）、外国人などの属性に加え、下記の条件を付与し、ロールプレイングを実施。

A 来街目的	B 単身・複数	C 健康状態 身体能力	D 情報判断能力 日本語理解力	E 自宅に戻る ニーズ	F 自分で退避場所 を確保できるか
1 通学	1 単身	1 健常者	1 外国人 (日本語理解力：低)	1 高い (旅行日程に 余裕がない)	1 確保できる
2 通勤					
3 買い物	2-1 乳幼児1人 (ベビーカー使用)	2 足が悪い	2 子ども (情報判断能力：低)	2 低い (旅行日程に 余裕がある)	2 確保できない
4 その他 (非日常的な イベント等)	2-2 乳幼児1人 (ベビーカー使用) (妊娠中)				

(3) 各フェーズにおける池袋駅周辺の状況や行動イメージの想定

前提条件：9月下旬のある平日の15時（晴れ）に首都直下地震（震度6弱）が発生

	滞留者	滞留者（要配慮者）
<p>フェーズ1 発災直後</p> <ul style="list-style-type: none"> 本震が収まり、建物等の外に一時的に退避開始 交通機関は全面停止 	<ul style="list-style-type: none"> その場に留まる 人の流れに巻き込まれないよう注意して退避 安全確保と情報収集のため、明るく、広い空間に移動 	<ul style="list-style-type: none"> その場に留まる 人の流れに巻き込まれないように注意し、自力で退避できない場合は支援の到着を待つ 自力で退避できる場合でも、妊娠している人は万が一に備えて人目に付くように移動 子ども（学生）や外国人は、自身では判断できないため、周りの行動にあわせて移動
<p>フェーズ2 残留・退避</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害応急活動が始まる（情報提供ステーションや一時待機場所の開設、備蓄物資の配布等） 一時待機場所等への避難開始 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集のため一時待機場所、駅改札口等に移動 状況に応じて、支援活動に協力 徒歩による帰宅 勤務場所へ移動（近くの場合） → 顔見知りであれば安心 備蓄品を入手できる 	<ul style="list-style-type: none"> 支援を求めて一時待機場所へ移動 周囲の人に一時待機場所までの誘導を依頼 子ども（学生）は、通学する学校への移動を検討 外国人は、言葉が通じる店舗等を探す 妊娠している人や乳幼児を抱えている場合、滞留者で混み合う情報提供ステーションには向かわない
<p>フェーズ3 発災当日の夜</p> <ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者は一時滞在施設等に移動・滞在 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の混雑状況に応じて移動（勤務場所が近ければ移動） 要配慮者の優先利用を考慮 施設の状況に応じて支援活動等に協力 	<ul style="list-style-type: none"> 支援を求めて一時滞在施設へ移動 乳幼児を抱えている場合、周囲の迷惑にならないよう、施設への移動を躊躇 子ども（学生）は、一人での滞在に不安を感じる 外国人は、施設自体を知らない可能性がある
<p>フェーズ4 発災翌日以降</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通機関の一部再開（帰宅困難者の一部帰宅開始） 	<ul style="list-style-type: none"> 家族等がいる場合は、再開状況に応じて、多少無理しても帰宅を試みる（徒歩含む） 帰宅を急がない場合、支援活動等に協力 	<ul style="list-style-type: none"> 施設責任者の指示に従う 落ち着くまで行動は控える 家族の迎えを待つ 単独での行動は控え、帰宅方向が同じ人と一緒に行動（単独の場合、支援から取り残される可能性がある）

※要配慮者：障害者、高齢者、妊婦、乳幼児、外国人など、災害発生時に特に配慮を要する者

(4) 各フェーズにおける池袋駅周辺の状況や行動に関する意見とアイデア

フェーズ1：発災直後	
意見	意見に対するアイデア
<p>【地下空間等の安全性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吊り広告の落下や自動販売機の転倒などの防止 <p>【情報の発信・伝達方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の混乱する中で、音声等による情報の伝達が可能か ・情報を共有・発信する仕組みや、管理区域外も含めて一体的に情報発信する仕組みづくり ・外国人旅行者に対する情報提供の検討 <p>【要配慮者への支援方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土日など行政職員や事業所の従業員が少ない場合の支援体制づくり ・介助や救助が必要な人に対する従業員への支援体制づくり 	<p>【ホームの安全性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームドアの設置推進（転落事故防止） <p>【情報の発信・伝達方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パニックを抑制し、落ち着かせるための案内（大声や叫び声は禁物） ・ピクトグラムなどによる情報提供（言葉が通じなくてもわかるように） ・インフォメーションセンターの増設と外国語ができる職員の増員 <p>【停電時への備え】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サンクンガーデンなどの整備 ・停電時に点灯する照明や蓄光式の案内表示等の採用

フェーズ2：残留・退避	
意見	意見に対するアイデア
<p>【地下空間等の安全性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行情報を求める人が改札口周辺に集中し、混乱した際の対応策の検討 <p>【トイレ不足への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気や下水道が使用できない際のトイレ対策（備蓄の簡易トイレでは不足） <p>【地下空間の環境改善・強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下通路を一時待機場所として活用した場合の空調環境の整備・改善（低い天井部分がストレスになるのでは） ・地下通路を一時待機場所として活用した際の新たな滞留への対応 <p>【情報の発信・伝達方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東口・西口情報提供ステーションの案内が必要 ・公衆電話（災害時特設電話）の設置場所に関する案内が必要 ・携帯電話が使用できない場合の情報発信・収集方法の検討 ・携帯電話等への電源供給ルールの検討 <p>【要配慮者対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベビーカーの運搬等のサポート ・車いす利用者の移動は、天候等に左右されるため配慮が必要 ・施設までの経路のバリアフリー対応 <p>【備蓄品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に区外の倉庫から民間事業者による備蓄品の搬送は可能か 	<p>【地下空間等の安全性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「プリズムガーデン」のような人が溜まれる空間の活用・整備 ・駅（地下通路）を通らなくても駅の東西を行き来できる「ビックリガード」「ウェイロード」の活用 ・地下通路の錯綜した動線を改善するため、一方通行化を検討 ・案内看板や館内放送の統一・連携 ・災害時の統一したルールづくり <p>【情報の発信・伝達方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・発信のルール化（滞留者と事業者向け等に分類） ・防災マップの作成 ・要配慮者向けの情報発信の手段・ルールづくりの検討 <p>【要配慮者対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポートが必要な人の集合場所の設置（単独でいると、支援から取り残される可能性） ・要配慮者のための一時的滞在施設を駅近くに設置 <p>【備蓄品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備蓄品の補助として、百貨店や地下街、自動販売機等のストック（商品）の活用

フェーズ3：発災当日の夜	
意見	意見に対するアイデア
<p>【一時滞在施設の周知・情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における各施設の役割など基本的な情報の周知 <p>【一時滞在施設の機能・運営体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人対応の施設整備と情報発信 ・医薬品等が整った施設の整備と情報発信（高齢者などは、服用している薬がなければ容態が悪化する可能性） ・施設でのプライバシー確保 ・犯罪への備え（特に子どもや女性等） ・施設運営に必要な人数を確保できるか（行政職員だけでは不足） ・支援活動に協力できる人の募集や作業内容等のルール化 ・施設で受入できなくなった場合の対応 ・混雑時の統制・情報発信の体制が必要 <p>【要配慮者対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児用の食料やミルク、オムツ等の提供 ・車いす利用者や子どもが使用できる仮設トイレ、授乳・オムツ替えの空間整備と情報発信 ・施設までの経路はバリアフリー対応になっているか 	<p>【一時滞在施設の周知・情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時滞在施設等の防災情報を定期的に放送し、普段から利用者に周知 ・建物のわかりやすい場所に、受入施設である目印を掲示 <p>【一時滞在施設の機能・運営体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者を考慮した運営体制、ルールづくりの検討 ・要配慮者のための専用空間の設置 ・子どもを落ち着かせるための遊び道具等の準備 ・誰が滞在しているかわかるよう、施設の入口に名簿を貼り出す ・一時滞在施設として、鉄道やバスを活用 ・運営の協力要請などの仕組みづくり（学生ボランティア等との連携） ・外国人居住者や留学生と連携した外国人帰宅困難者の対応

フェーズ4：発災翌日以降	
意見	意見に対するアイデア
<p>【情報提供場所の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報を入手できる場所の増設（情報提供ステーションだけでは不足） <p>【交通等の復旧等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関各社の復旧状況の違いによる混乱等の防止対策 ・帰宅困難者のタクシー利用のルール検討（体調が悪い人、要配慮者の優先等） ・バス事業者との連携体制づくり 	<p>【情報提供場所の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な公共施設や大規模商業施設等でも情報を入手できるようにする <p>【復旧・被災情報の提供内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通手段の乗継による帰宅ルート情報提供（方面別の交通運行情報提供） ・徒歩による帰宅ルート情報提供（主要な道路通行・混雑状況） ・施設を利用した帰宅ルートの情報提供（周辺の一時滞在施設の場所・混雑状況等） ・被災情報の見える化（災害情報を映像や地図に映す等） <p>【復旧計画の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者間の営業エリアを超えた連携による帰宅困難な地域の解消

5 池袋駅の地下空間に関する「資源・アイデアマップ（案）」の検討

《デジタルサイネージの活用》

ビル壁面のデジタルサイネージを災害時の情報発信に活用



《事業者ストック》

百貨店や地下店舗のストックの活用

《人的資源》

大規模事業者が多く、災害時には共助の可能性がある

《空間的資源》

池袋駅地下空間は雨、雪、風を防ぐことができる

《安全な場所のアピール》

地震対策をしていることをアピールし、地下空間全体の安全性を伝える



凡例

資源・アイデア

不安に思うこと

分岐

主要出入口

プリズムガーデン

《待ち合わせ場所》

待ち合わせ場所のわかりやすさを防災のわかりやすさに活用



《地上出口》

地下通路を歩く際の目印として、プリズムガーデンや東京芸術劇場のアトリウムのような、地上とつながる空間があれば、地上の様子がわかり安心

《外国人対応》

コンシェルジュや多言語対応のタブレット端末等、各事業者の外国人対応を災害時にも活用する

《備蓄品》

備蓄品の配布は、区役所の方だけでは手が足りない

災害時に区外の倉庫から、民間事業者による備蓄物資の搬送ができるのか

学生ボランティアを募る

都市の開発に合わせて、駅周辺に備蓄倉庫を整備していく

《バリアフリー》

エレベーターの位置が奥まっている場所があり、わかりづらい

出口に対するエレベーターの数が少ない

バリアフリー表示をわかりやすくする

バリアフリー設備を増やす



《事業者の対応》

地震が起きた時、お客様をどこへ案内すればいいかわからない

行動マニュアルのようなものがない

まずは地下街の統一したルールを決め、関係事業者の連携を強化する

《通路の環境》

地下通路に送風（冷風）装置はあったが、暑かった

空調の整備等、地下空間の暑さ・寒さ対策が必要

《鉄道運行情報》

鉄道各社の運行情報を一元化する

ウィロード

天井が低く、幅も狭いため、駅東西間の行き来が集中しないか不安



《通路空間》

通路を曲がった先がどうなっているかわかりづらい場所がある

人が多く、動線が錯綜している



出入口の幅が狭い場所がある

《管理区分》

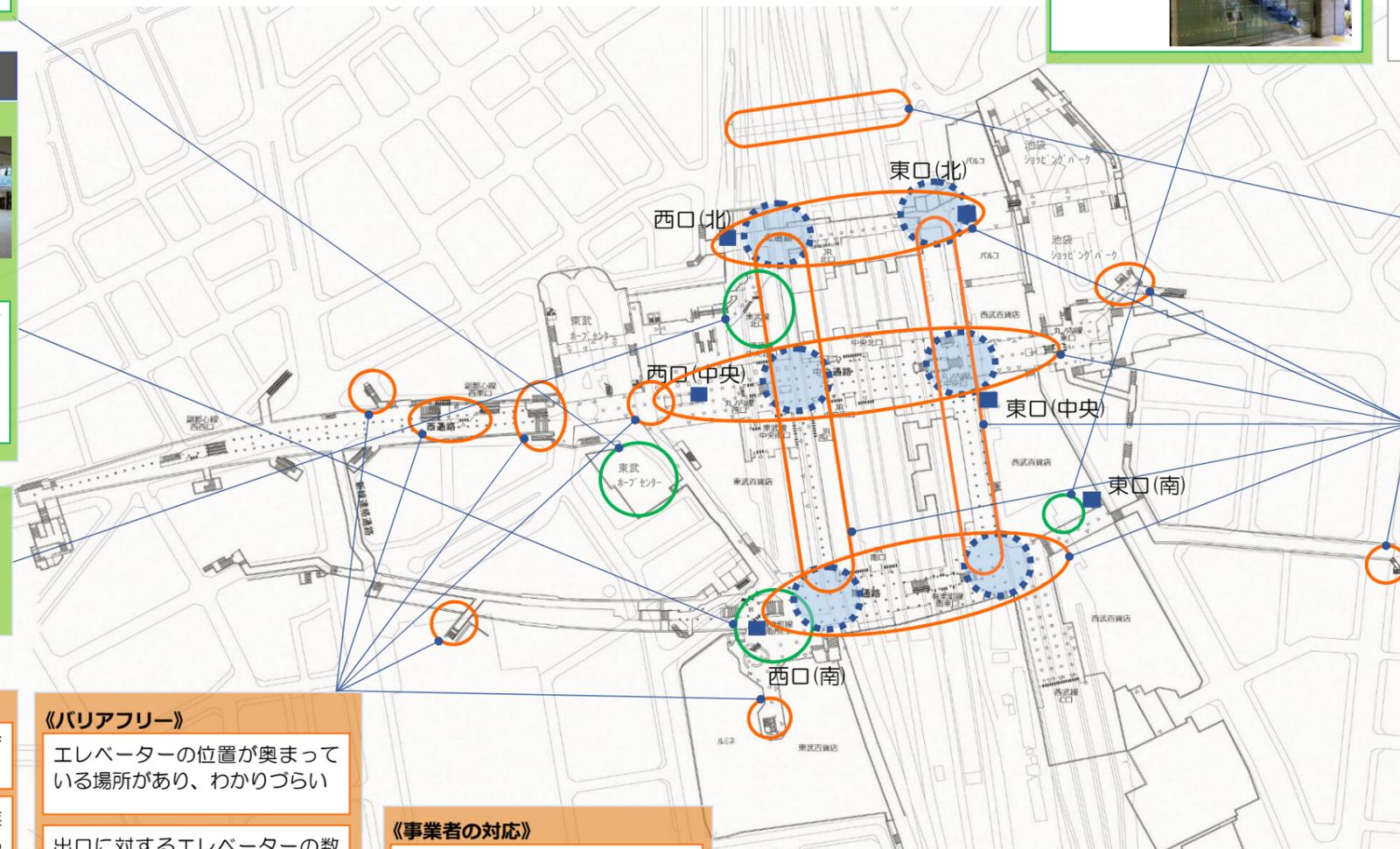
管理区分が複雑であり、看板・サインが統一されていないので、わかりづらい

《案内サイン》

天井や床、壁を利用した案内サインの工夫

通路ごとに色分けする、地上部の写真等を付ける等、わかりやすいビジュアルにする

案内サインの統一



参 考

(東日本大震災当日の池袋駅周辺地域)

- 平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災の当日、多くの公共交通機関が運休し、豊島区が把握しただけでも、池袋駅を中心して1万人を超える帰宅困難者が発生した。
- 池袋駅周辺での帰宅困難者の受け入れ状況は、豊島区が旧庁舎、旧公会堂、区民センターなどに加え、勤労福祉会館や地域区民ひろば、区立小中学校13か所を含めて約2,200人、防災協定先の都立学校や大学は約6,600人、民間施設では約1,900人であった。

(熊本地震からの教訓)

- 平成28(2016)年4月14日に発生した熊本地震では、被災後、全国からプッシュ型で送られる物資の受け入れに忙殺され、物流拠点に物資が滞留し、必要な場所に供給できない状況であった。
- また、熊本市では避難生活者4万人の想定に対して、実際に発生した避難生活者は最大18万人と想定を超える4.5倍となった。
- こうした熊本地震の状況を踏まえ、物流事業者を活用した物資の供給体制の構築や安定的に物資が供給されるまでの備蓄物資の拡充などが喫緊の課題となっている。

池袋駅周辺地域都市再生安全確保計画

平成28(2016)年12月 策定

平成30(2018)年 3月 変更

<策定>

池袋駅周辺地域都市再生緊急整備協議会